

千葉教育

桜

令和元年度
No.661

千葉の子どもたちの未来のために

特集

共生社会を目指す教育の在り方
～差別なき学校教育とは～

3月

○シリーズ 現代の教育事情

千葉大学教育学部教授

片岡 洋子

文部科学省初等中等教育局児童生徒課

県教育庁教育振興部児童生徒課

○提言

多様な性を考える会 にじいろ神栖 代表、声楽家

河野 陽介



千葉県総合教育センター

学校自慢

新たな教育課程・学校文化の創造

一人一人の輝く瞳と学ぶ意欲にあふれた学校・学園

南房総市立嶺南小学校長 もりた のりこ 森田 典子



1 はじめに

本校は平成31年4月に、「花のまち」丸山地区と「鯨のまち」和田地区の3つの小学校が新校舎へ統合し、「嶺南小学校」として開校した。全校児童数297名、学区はスクールバス9台で、約8割の児童が通学して来る程、広範囲に亘っている。また、同一敷地内には、子ども園・中学校も併設しており、「嶺南学園」として、0歳から15歳までの保幼小中一貫教育を推進している。

2 「つ・く・る」を合言葉に前進・・・

今年度初め、4月の始業式に、児童・職員へ「新しい学校に相応しい活動や行事そしてルール等、皆の知恵と力でつくり上げていきましょう。」と伝えた。明るく素直な児童、向上心が高く、前向きでエネルギッシュな職員集団に恵まれ、一步ずつ、新たな学校文化の創造を進めている。「つくることは大変なこともあるけれど、楽しみも大きい。」と子供たちが感じてくれることを願いつつ前進してきた。1学期の終業式、子供たちに「皆さんは何をつくりましたか。」と問うと、低学年が真っ先に「友達！」と満面の笑みを浮かべ答えてくれた。『つくる』が歩むべき道しるべとなるよう各教室前面に掲示し、校長からは同名で随時校長室だよりを発行してきた。内容には週記録簿や学級経営評価、保護者アンケート等を踏まえて、学校教育目標具現化へ向けての方策を示してきた。加えて、同内容を保護者向けに編成して、学校だより「れいなん」として届けてもいる。時には担任から児童への読み合わせを依頼し、進むべき方向性を共有した。児童・職員と意見交換をしたり、方

策を再検討したりすることで、一人一人が自分事として捉えられるよう意図し、「つくる」ことへの意欲を高めてきた。そして嶺南小学校の学校生活のルールは児童会が中心となって全校児童・職員でつくり上げた。

3 「子供の伸びようとする力を信じて！」

どの子も無限の可能性を秘め、伸びようとしている存在として捉え、知・情・意の教育理念の根幹となる「意」への指導を重視することで、主体性や自律心を育んでいくことを経営方針として共有している。学校教育目標は「夢に向かって、自ら学び続ける児童の育成～かしこく、心豊かに、逞しく 南房総大好きな子～」と設定し、生徒指導・特別支援教育の充実を掲げ、「学び合える学習集団」を目指し、職員一丸となって、教育活動に邁進している。子供に伸びなやみがあったら、実態把握が十分ではなく、適切な指導・支援に結び付いていないのではと、常に自身の指導を振り返ることのできる教師集団でありたい。

4 学園構想へ向けて

本校は、中学校とグラウンドや体育館・特別教室等を共有し、2階廊下で連結している。また、子ども園との共有スペースもあり、一緒に運動遊びを楽しむことができる環境にある。新学習指導要領でうたわれている「学校段階等間の接続」を図った教育課程の展開が十分期待できる。学園として「育てたい子供像」を設定し、見通しと振り返りのある素晴らしい教育環境の中で、輝く瞳と学ぶ意欲にあふれる幼児・児童・生徒を育ていきたい。

目次

千葉教育 桜 No. 661

- ◆学校自慢 新たな教育課程・学校文化の創造 一人一人の輝く瞳と学ぶ意欲にあふれた学校・学園
南房総市立嶺南小学校校長 森田 典子
◆提言 性の多様性から考える教育の在り方 多様な性を考える会 にじいろ神栖 代表、声楽家 河野 陽介…2

シリーズ 現代の教育事情「共生社会を目指す教育の在り方 ～差別なき学校教育とは～」

- 性の多様性と人権を尊重する社会と教育へ 千葉大学教育学部教授 片岡 洋子…4
■学校における人権教育の推進 文部科学省初等中等教育局児童生徒課…6
■学校人権教育の推進～差別なき学校教育を目指して～ 県教育庁教育振興部児童生徒課…8

私の教師道

- 学校を創る 「活力ある学校」を目指して 我孫子市立湖北台東小学校校長 鴨下 隆…12
■学校を支える 「働き方改革」の視点で公開研究会を創る 栄町立竜角寺台小学校教頭 高橋 圭…14
■学校を動かす 主幹教諭のやりがい 白井市立清水口小学校主幹教諭 大友 桂…16
■子供を知る 教科指導と言語指導 県立千葉聾学校小学部教諭 早川 慶…17
■子供を知る 子供を知る 木更津市立木更津第一中学校教諭 鹿嶋 美咲…17
■授業を創る 数学的な見方・考え方を育てる授業づくり 八千代市立勝田台南小学校教諭 村山 結実…18
■授業を創る 自ら考え、学び合う授業 東金市立鍋嶺小学校教諭 大関 直子…20

活・研究 長期研修生からの報告

- 小学校編 数学的な表現を用いて、よりよく問題解決を進める児童の育成－文章題解決における問題の理解を促す段階的指導を通して－
銚子市立春日小学校教諭（前銚子市立豊岡小学校教諭） 秋山 翼…22
■小学校編 多視点的な見方を獲得し、よりよい自己決定を導くための道徳科授業の展開－思考ツールと宿題を活用した授業の実践的研究－
市原市教育委員会指導主事（前市原市立国分寺台東小学校教諭） 原 博恵…23
■中学校編 体育 ベースボール型の実践について 習志野市立第四中学校教諭（前習志野市立第三中学校教諭） 宮川 尚久…24
■企業派遣編 ジョブコーチ支援から学ぶ進路指導の在り方 県立八日市場特別支援学校教諭（前県立東金特別支援学校教諭） 伊藤 大介…25

ケーススタディ

- 休業日と臨時休業 和洋女子大学特任教授 柴内 靖…26

保幼小の連携

- 園小中職員の連携を目指して 睦沢町立睦沢こども園長 糸井 仁志…28

教育の情報化

- 「1人1台環境」時代に向けて 県総合教育センターカリキュラム開発部メディア教育担当…29

情報アラカルト

- 児童生徒が自己の姿容に気付き、資質・能力を伸ばすための指導方法と評価方法の在り方 県総合教育センターカリキュラム開発部科学技術教育担当…30
■不登校生徒の支援に向けた校内体制の充実のために 県子どもと親のサポートセンター支援事業部…32

学校 NOW!

- 先進校の取組 自他を尊重し、認め合い、支え合うことのできる生徒の育成を目指して 大網白里市立増穂中学校…34
■学校歳時記 学校における働き方改革をめぐる 千葉大学教育学部特任教授 天笠 茂…36
◆発信！特別支援教育 障害のある児童生徒が自立と社会参加するために必要な資質・能力を育成するためのカリキュラム・マネジメントに関する研究
～障害種の異なる特別支援学校の実践から～ 県総合教育センター特別支援教育部…38
◆千葉歴史の散歩道 「文化財探検隊」～県内各地の歴史と地域性を楽しむ文化財めぐり～ 県教育庁教育振興部文化財課主任・首席文化財主事 糸原 清

道 標

昨年開催されたラグビー・ワールドカップ日本大会での日本代表チームの活躍は、記憶に新しいところである。

ラグビーの魅力の本質の一つに「多様性」があると言われてい
る。ラグビーでは、走力がなくてもパワーで、パワーがなくても
的確な判断力で貢献できる等、その人の特性に合ったポジション
がある。ラグビーの「多様性」は国籍にも及ぶ。代表の条件に国
籍は入っておらず、日本代表メンバーも、31人中15人が外国出身
者であった。生まれや育ち、文化の違いなどを乗り越え、互いに
理解し合い、勝利に向けた強い思いで結ばれた選手たちは、ラグ
ビーという世界で「共生社会」を体現している。「共生社会」と
は、障害の有無や、性別、年齢、人種や国籍、性的指向などによ
る差別がなく、各々が協働し、力を発揮できる社会であり、誰も
が相互に人格と個性を尊重し支え合い、多様な在り方を相互に認
め合える全員参加型の社会である。日本代表チームは、我が国が

目指す未来社会を映す鏡となっていると言ってもよいだろう。

ここで、学校に目を向けると、性同一性障害やいわゆる性的マ
イノリティ、外国人児童生徒の増加など、児童生徒の「多様性」
に起因する課題が表面化してきている。これらは、対応を間違え
ると差別につながってしまうおそれがある。「共生社会」が、人
権が尊重された社会だとすると、差別のない社会を目指すために
も、学校教育が果たす役割には大きなものがあると言えるだろう。
このために、国や県も様々な施策を打ち出しており、これを受け
て、学校においても真摯に取り組を進めているところである。

折しも、今年は「東京オリンピック・パラリンピック競技大会」
の開催年であり、多種多様な属性をもつ選手や家族、観覧者など
の来訪が見込まれている。

ここでは、児童生徒の「多様性」に注目し、「共生社会」を目
指した教育の在り方について考えていきたい。

提

言

性の多様性から考える 教育の在り方

多様な性を考える会 にじいろ神栖 代表、声楽家

かわの ようすけ
河野 陽介



1 はじめに

「多様な性を考える会 にじいろ神栖」（以下「団体」）という性的マイノリティの当事者団体を設立してから、早いもので丸5年が経ちました。

ある女子高生同士のトラブルが設立の理由でした。そのニュースがTwitterで流れてきた当時、ぼくは直感的に（女子高生同士なんて、何か事情があったに違いない。もしかしてレズビアン（女性同性愛）同士…？）と思いました。その後を追うと、そこには性的マイノリティの側面も背景にあったという事実を知ることになりました。ぼく自身、今でこそゲイ（男性同性愛者）であることを公言して生活していますが、10代の頃は誰にも言えず、とても苦しかったのをよく覚えています。事件を起こしてしまった生徒たちの苦悩や思い煩いを想像することは、容易でした。同時に、「周囲の大人たちはその子たちにどんな風に接していたのだろうか。そもそも、同性愛や性同一性障害といった性にまつわる自分と他者との違いについて、きちんと教えられる人はいるのだろうか。」そんな考えがぼくの頭の中を支配していました。事件を起こしてしまった一方の子は、その直後、一時的に地元を離れることになりました。「再び故郷に戻った時、その子の居場所はあるのだろうか。」そこで思い立ち、団体の設立に至ったのです。ちょうど、渋谷区で日本初の同性パートナーシップ条例が制定された頃のことでした。

設立直後は、主にTwitter上で当事者会の告

知をし、茨城県内各地でピクニックやバーベキューなどのイベントを開催していました。

そんなある日、ぼくの活動を新聞で知った東庄中学校から、教職員向けの講話の依頼をいただきました。東庄町は、神栖市と利根川を挟んだ対岸に位置する地域です。人前で話をする機会のデビューは、実は千葉県だったのです。それからは、茨城県内各地からの講話や研修依頼も増え、その合間に銚子市、香取市、旭市など、東総地区の依頼もいただくようになりました。それには、ぼくが佐原高校の出身というご縁も大きく関係していました。最近では千葉県からは、東総地区以外からの依頼も増えてきています。更には、本業である声楽家としての仕事で訪れた先々で当事者の個別相談に応じたり、合唱部等の部活指導に伺っていたご縁から、生徒向けの人権講話の実施に繋がったりしたこともありました。このように、気付けば今や、全国各地からの需要や事例と向き合う日々なのです。

今回、執筆の依頼を受け、これまでの様々な出会いやご縁を通じて見えてきた教育現場の実態を踏まえ、提言という形でまとめてみようと思いました。

2 教育現場への提言

(1) どの子にも平等に教育を施そう

これは本当に当たり前のことなのですが、人との違いを理由に、子供たち一人一人に保障される教育を受ける権利が脅かされることがあってはなりません。誰を好きになるか。

自分の性別は何なのか。そういった部分での自分と他人との違いから、将来に希望が持たず、教育を受ける機会を諦めてしまう子が一人でも減るように先生方に努めてほしい、と改めて強調します。

(2)性の多様性を捉えるための概念を知ろう

多様な性のあり方を理解するために、「性的指向」と「性自認」という考え方をまず知る必要があります。「性的指向」とは、性愛の対象がどこに向くか、向かないか、という概念で、「Sexual Orientation(セクシュアル オリエンテーション)」を和訳したものです。「性自認」とは、自分自身の性別をどのように認識しているのかという概念で、「Gender Identity(ジェンダー アイデンティティ)」を和訳したものです。「性同一性」という言葉で表現される場合もあります。

世の中の多くの人は、異性のみに性的指向が向く「異性愛者(ヘテロセクシュアル)」であり、性自認については、身体との不一致等違和感のない「Cisgender(シスジェンダー)」である、といえます。それに対し、性的指向や性自認等の観点で一般的な在り方とは異なる人のことを、「性的少数者」といいます。これは、「Sexual Minority(セクシュアル マイノリティ)」を和訳したもので、「性的少数派」や「性的マイノリティ」と表現されることもあります。多い少ないの区別や、組合せの違いはあれど、誰もが性的指向や性自認といった概念を当てはめることができ、一人一人が多様な性の一員であるという考え方が広がっています。その他の観点として、「Gender Expression(ジェンダー エクスプレッション)」や「Romantic Orientation(ロマンティック オリエンテーション)」といった概念もあり、それぞれ「性表現」あるいは「ジェンダー表現」や「恋愛指向」等と訳されます。

ところで、性的少数者を表す言葉の一つとして、以下の頭文字を組み合わせた「LGBT」という表現があります。

・Lesbian(レズビアン):女性同性愛者

・Gay(ゲイ):男性同性愛者

・Bisexual(バイセクシュアル):両性愛者

・Transgender(トランスジェンダー):性同一性障害を含む、生まれたときに割り当てられた性別と異なる生き方や表現を望む者

性的少数者の中には、LGBTの四つの属性以外にも様々な性の在り方が存在します。生活上の困難が、性的指向や性自認等のどこを起因とするか正確に把握することこそが、よりきめ細やかな対応のために不可欠なのです。

(3)一人一人と向き合い、寄り添い、みんなで一緒に考えていこう

特別支援、同和問題、宗教、人種、家庭内トラブル等、様々な他の分野と同様に、性的マイノリティに関してもこうしておけば良いというマニュアルなどありません。困りごとや抱えている問題は、一人一人違います。分かったつもりにならず、常に児童生徒や保護者、場合によっては専門性の高い人も交えながら、対話を重ねるべきです。

(4)何かあったらすぐ連携

学級の中だけで、学年の中だけで、あるいは学校の中だけでなんとかしようと思わず、何かあったらすぐに関係機関や専門機関、そして地域の当事者や当事者団体と連携しましょう。

3 さいごに

あなたは、千葉県内で実際に性的マイノリティの子供たちと接している先生を知っていますか？千葉県内で実際に生活する当事者の児童生徒を知っていますか？千葉県内で教鞭を執る、当事者の学校の先生を知っていますか？

ぼくは、知っています。繋がっています。それらのご縁が、これを手に取り読んでくださっているどなたかと、いつかどこかで、何かよいことに繋がったらよいなと願って止みません。

性の多様性と人権を尊重する社会と教育へ

千葉大学教育学部教授

かたおか ようこ
片岡 洋子



1 「性の多様性」とは何か

LGBT（レズビアン・ゲイ・バイセクシュアル・トランスジェンダー）という言葉が日本社会にも浸透してきた。性的多数者は異性を性的対象とする「異性愛者」で心と体の性が同じ「シスジェンダー」であるが、LGBTはそうではない人々が世界中のどこにもいることをアピールする言葉だ。

性的少数者はLGBTだけではない。自分の性別が男でもない女でもないXジェンダーや性別や性的指向を決めたくないクエスチョニングもある。多数者の異性愛シスジェンダーでも自分の性別にあてがわれた「らしさ」に抵抗を持っているなど、性的アイデンティティや性表現は多様である。性的指向 (Sexual Orientation) と性自認 (Gender Identity) の頭文字をとったSOGI (ソジ) は、少数者だけでなく誰にでもある性的指向・性自認を表す。それに性表現 (Gender Expression) を加えたSOGIE (ソジイ) という視点から見れば、自分は「男」か「女」かという明確な区分より、ある面では境目のあいまいな性のグラデーションの中に「自分らしさ」を見いだしている人々は少なくない。

「性の多様性」とは、性を「男」「女」と二元的に捉えるのではなく、誰もが多様な性を生きていて、みんなが異なることを尊重することを指す。児童生徒の中に性的少数者がいると分かったら何か教育的対応を考えるということではない。児童生徒の中にいるかいないかは別として、将来必ず出会うはずの多様な性の人々へ

の知識・理解を持たせることである。それによって無知や偏見による差別や暴言という人権侵害行為をなくしていくことができるし、もし自分が異性愛者やシスジェンダーではないと気付いたときには自分を否定せずに済む。

2 性の多様性と人権問題

近年、性の多様性の尊重や性的少数者への理解が求められるようになった背景には、国内外での人権問題への取組がある。性の多様性を認めないことによる差別や暴力の現状を明らかにし、それを是正するために国連や政府による取組が進んできた。

(1) 国際社会での性的指向・性自認 (SOGI) をめぐる動向

世界保健機構 (WHO) は1990年に同性愛を、2019年6月に「性同一性障害」を国際疾病分類から除外した。異性愛でないことや心と体の性が異なることは病気でも障害でもなくなったが、今も差別や迫害はある。国連は2006年、世界人権宣言・国際人権規約等など既存の国際人権に関する規定は「性的指向や性自認についてもそのまま適用可能」であることを確認 (ジョグジャカルタ原則) し、2011年に国連人権委員会は日本も含めた賛成多数で「人権、性的指向および性自認」決議を採択し、性的指向及び性自認を理由とした暴力や差別をなくそうとしてきた。

例えば「結婚の自由」が同性愛者に認められないのは性的指向を理由とした差別に当たる。2001年にオランダが最初に同性結婚を合法化

した。2019年5月にはアジアで初めて台湾が同性結婚を法制化し、現在28カ国に広がっている。日本では同性結婚を認めないのは憲法違反であるという集団訴訟が2019年に起きた。同性カップルの権利をできるだけ保障するためのパートナーシップ制度が千葉市を含め20以上の自治体に広がっている。

(2)自殺予防対策と文部科学省の対応

性的マイノリティの人々は、自殺念慮を抱く割合が高いため、その自殺予防対策が求められ、「自殺総合対策大綱」(2012年閣議決定)は、その背景にある無理解や偏見等の社会的要因を解消するために学校の教職員の理解を促進するとした。

また文部科学省(以下「文科省」)は2014年1月に全国の学校に「学校における性同一性障害に係る対応に関する状況調査」を行い、同年6月に結果を公表した。学校側に悩みを相談したのは606人で、約6割の学校が戸籍上の性と異なる制服着用やトイレの使用などについての何らかの配慮をしていた。そして文科省は、2015年4月に「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」を通知し、2016年4月には「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について」(教職員向け)の冊子を配布した。このようにこの数年で急速に学校での性的マイノリティへの理解と対応が求められるようになってきた。

(3)「人事院規則(セクシュアル・ハラスメントの防止等)」の一部改正

2016年12月、公務員が防止すべきセクシュアル・ハラスメントの「性的な言動」に、「性的指向若しくは性自認に関する偏見に基づく言動」も含まれることになった。セクシュアル・ハラスメント防止と対策は管理職の責任であり、「性的指向若しくは性自認に関する偏見に基づく言動」が飛び交うような職場環境を管理職は放置してはならないことになった。

(4)いじめ防止に明示

文科省のいじめ防止の通知文書に「性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒に対するいじめ防止」が明示された(2017年3月16日通知の別添2)。

10歳から35歳のLGBT当事者を対象とした「LGBTの学校生活に関する実態調査(2013)」(いのちリスペクト。ホワイトトリボン・キャンペーン)によれば、全回答者の68%が「身体的暴力」「言葉による暴力」「性的な暴力」「無視・仲間はずれ」のいずれかを経験している。また、国際人権団体ヒューマン・ライツ・ウォッチが日本で実施したオンライン調査(25歳未満の回答者458人のデータ 2015年)は、学校で性的指向及び性自認に基づく暴言等を経験した子供は8割を超え、その約3割は教師からの発言であったと報告している。

3 多様な人々と生きる社会を目指した教育

性の多様性についての教育は小学生には早いという声がある。しかし、心と体の性が異なることに気付いた時期は小学校入学以前が半数を超えている(中塚幹也『学校の中の「性別違和感」を持つ子ども 性同一性障害の生徒に向き合う』2013)。同性愛の児童生徒は異性愛を前提とした教師や友達とのおしゃべりの中で異性愛のふりをして自分を隠している。いないのではなく言えないのだ。

学校現場では「男女で2列」「男子は～」「女子は～」と性別カテゴリーを多用する。教科書教材も異性愛前提である。とりたてての授業でなくても、異性愛シスジェンダー前提ではない話題を付け加えるだけで、性の多様性と人権尊重への一歩になるだろう。

学校における人権教育の推進

文部科学省初等中等教育局児童生徒課

1 人権課題の現状

人権課題の生起がやむことはなく、近年の急速な情報通信技術の進歩や外国人の入国者数の増加等による情報化や国際化に加え、少子化や高齢化等により我が国の社会が急激な変化にさらされる中、インターネット上の人権侵害、外国人の人権問題、子供の人権問題等が社会的な問題となっている。

平成25年には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、平成28年には「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」及び「部落差別の解消の推進に関する法律」が公布、施行され、これらの法律では、障害を理由とする差別を解消するための措置や、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消、部落差別の解消のための教育活動等について規定されている。不当な差別は許されるものではなく、その解消のための教育活動の推進が重要になっている。また、昨年6月の熊本地方裁判所におけるハンセン病家族訴訟判決を受け、7月に閣議決定された「内閣総理大臣談話」では、「関係省庁が連携・協力し、患者・元患者やその家族が置かれてきた境遇を踏まえた人権啓発、人権教育などの普及啓発活動の強化に取り組みます」とされ、人権教育の一層の充実が求められている。

2 子供をめぐる人権課題

子供の人権については、平成25年には、いじめの防止等のための対策の基本理念、いじめの禁止、関係者の責務等を定めた「いじめ防止

対策推進法」が公布、施行され、平成29年3月には、施行後3年の見直しを踏まえた「いじめの防止等のための基本的な方針」の改定及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の策定が行われた。更に、文部科学省では、昨年5月に学校・教育委員会等における児童虐待の対応に当たって留意すべき事項をまとめた「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」を作成した。

また、平成28年4月には、教職員向け周知資料である「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について」（※1）を公表した。各学校や教育委員会におかれては、教職員の理解促進等を通じ、不安や悩みを抱える児童生徒が相談しやすい学校の環境づくりに努めていただきたい。

3 学校における人権教育

(1)人権教育の指導方法等の在り方について

学校教育における人権教育は、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づき策定した「人権教育・啓発に関する基本計画」に基づき、各教科、道德教育など学校教育活動全体を通じ、児童生徒の発達段階や地域の実情を踏まえながら実施されている。

文部科学省では、基本計画を踏まえ、学校教育における人権教育に関する指導方法等について検討を行い、平成20年3月に「第三次とりまとめ」を公表し、学校教育における人権教育の目標を「一人一人の児童生徒がその発達段階に応じ、人権の意義・内容や重要性について

理解し、[自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること]ができるようになり、それが様々な場面や状況下での具体的な態度や行動に現れるとともに、人権が尊重される社会づくりに向けた行動につながるようにする」としている。このような人権感覚を身に付けるためには、学級をはじめ学校生活全体の中で自らの大切さや他の人の大切さが認められていることを児童生徒自身が実感できるような状況を生み出すことが肝要であり、次のような点等に留意する必要がある。

①学校の教育活動全体を通じた人権教育の推進

人権教育の推進を図る上では、もとより教育の場である学校が、人権が尊重され、安心して過ごせる場とならなければならない。学校としての人権教育の目標設定や校内推進体制の確立と充実、人権教育の全体計画・年間指導計画の策定など、学校としての組織的な取組とその点検・評価が重要である。教育課程の編成に当たっては、人権教育の目標と各教科等の目標やねらいとの関連を明確にした上で、人権に関する意識・態度、実践力を養う人権教育の活動と、それぞれの目標・ねらいに基づく各教科等の指導とが、有機的・相乗的に効果を上げられるようにしていく必要がある。また、「積極的な生徒指導」の取組と歩調を合わせることで、人権教育の取組もより大きな効果を上げることができるだろう。

②指導内容・方法に関する配慮

学校における人権教育については、教育の中立性を確保することが厳に求められる。

また、人権教育の実施に当たっては、日頃から地域等の関係者との信頼関係づくりに努めるとともに、様々な活動の中で個人情報を取り扱う際には、必ず本人や保護者等からの同意を得た上でこれを行わなければならない。情報化が進展する中であっては、他人の個人情報等の保護について学ぶことが強く求められるとともに、自分に関する情報を自分でコ

ントロールするための知識とスキルを身に付けることもより一層大切となっている。すなわち、個人情報やプライバシーに関する問題は、人権教育を進める学校や教職員における配慮事項としてだけでなく、児童生徒にとっての重要な学習課題ともなるものである。

(2)学習指導要領

平成29年及び30年に公示された小学校、中学校、高等学校等の新学習指導要領においては、あらゆる他者を価値のある存在として尊重することや、他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うこととされている。人権に関する知的理解と人権感覚を身に付け、自他の人権を守るための実践的行動がとれるようになることを目標とする人権教育は、人権に関わる問題への対策の基盤となるものである。

(3)人権教育に関する取組

文部科学省では、人権教育の全国的な推進を図るため、平成23年度から27年度までは、各都道府県教育委員会から学校の執筆による人権教育の特色ある実践事例、平成28年度には外国人の人権尊重に関する実践事例を収集(※2)し、平成29年度には、各都道府県・指定都市教育委員会において作成された人権教育指導資料(指導教材、指導資料、研修教材、啓発資料、実践事例集等)を一覧化(※3)し、文部科学省Webサイトに掲載した。

今日の社会は、多様な立場や思想、生活様式を共存させ、人権と自由とを保障することが求められている。子供たちに人権尊重の精神と実践力を育んでいくためには、何よりもまず、各学校や教職員による積極的な取組が重要となるため、各学校におかれては、児童生徒の実態等に応じた創意工夫を加え、人権教育の改善・充実に努めていただきたい。

※1 https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/jinken/sankosiryo/1322256.htm

※2 https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/jinken/jirei/1321696.htm

※3 https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/128/shiryo/1403937.htm

学校人権教育の推進～差別なき学校教育を目指して～

県教育庁教育振興部児童生徒課

1 はじめに

差別なき学校教育の確立には、学校における人権教育の推進が不可欠である。

県教育委員会では、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年施行）」、「人権教育・啓発に関する基本計画（平成14年閣議決定・平成23年一部変更）」、各学校種の学習指導要領、「人権教育の指導方法等の在り方について〔第一次とりまとめ（平成16年6月）・第二次とりまとめ（平成18年1月）・第三次とりまとめ（平成20年3月）〕」、「千葉県教育振興基本計画（平成22年3月～）」及び「千葉県人権施策基本指針（平成16年策定・平成27年改定）」、県教育委員会「学校人権教育の推進に関する実態調査」等を踏まえ、人権が尊重された共生社会の実現を目指し、「大切な自分大切なあなた～自分の人権を守り、他者の人権を守ろうとする意識・意欲・態度を育てよう～」をスローガンに掲げ、学校人権教育を推進している。

2 学校人権教育の基盤となる法令等

(1)人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

（目的）

第1条 この法律は、人権尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

(2)人権教育・啓発に関する基本計画

人権尊重の理念

人権とは、人間の尊厳に基づいて各人が持っている固有の権利であり、社会を構成するすべての人々が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利である。

(3)人権教育の指導方法等の在り方について

第1次とりまとめ

人権尊重の理念

- ・自分の人権のみならず他人の人権についても正しく理解し、その権利の行使に伴う責任を自覚して、人権を相互に尊重し合うこと。
- 自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること。

人権教育の目標

- ・一人一人の児童生徒がその発達段階に応じ、人権の意義・内容や重要性について理解するとともに、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるようになり、それが様々な場面や状況下での具体的な態度や行動に現れるようにすること。



児童生徒の態度や行動に現れるようにするために、各学校において教育活動全体を通じて総合的にバランスよく培うべき力や技能

①他人の立場に立つ想像力

- ・他の人の立場に立ってその人に必要なことやその人の考えや気持ちなどが、わかるような想像力や共感的に理解する力

②コミュニケーション能力

- ・考えや気持ちを適切かつ豊かに表現し、また、的確に理解することができるような、伝え合い分かり合うためのコミュニケーション能力やそのための技能

③人間関係を調整する能力

- ・自分の要求を一方的に主張するのではなく建設的な手法により、他の人との人間関係を調整する能力及び自他の要求を共に満たせる解決方法を見いだしてそれを実現させる能力やそのための技能

第2次とりまとめ

人権感覚とは

- ・人権が擁護され、実現されている状態を感知して、これを望ましいものと感じ、反対にこれが侵害されることの「問題性」を認識して、人権侵害を解決せずにはいられないとする感覚。

人権感覚を身に付けるために

- ・児童生徒が自ら「感じ、考え、行動する」という主体的・実践的な学習を展開することが必要。児童生徒の「協力」・「参加」・「体験」を要素として位置付け、基本とする。

第3次とりまとめ

《人権教育を通じて身に付けたい力》

自分の人権を守り
他の人の人権を守るための実践的行動



自分の人権を守り他の人の人権を
守ろうとする意識・意欲・態度

人権に関する
知的理解
(知識的側面)

人権感覚
(価値的・態度的側面)
(技能側面)

関連



すべての関係者の人権が尊重されている教育の場
としての学校・学級
(人権教育の成立基盤としての教育・学習環境)

(4)千葉県人権施策基本指針

①基本理念

すべての県民の人権が尊重される
元氣な千葉県を目指して

そのための3つの社会づくりの推進

- ・一人ひとりがかけがえのない存在としてお互いに尊重し合う差別のない社会
- ・一人ひとりの能力が十分に発揮できる機会が保障され、活力のある社会
- ・一人ひとりの個性を尊重し多様な文化や価値観を認め合い、お互いがつながり支え合いながら共に暮らせる社会

②人権教育・啓発の推進

ア人権教育

- (学校教育) 発達段階に応じた教育、学校・地域の実情に応じた道德教育
- (社会教育) 家庭教育への支援、人権教育への保護者等の理解促進

イ人権啓発

県民・企業や職場・特定職業従事者（行政・教職・警察・消防・医療保健・福祉関係者）に対する、啓発冊子等の配布、講演会等の実施・開催促進などによる啓発

③分野別施策の推進（様々な人権課題）

- 1 女性 2 子ども 3 高齢者 4 障害のある人
- 5 被差別部落出身者 6 外国人
- 7 HIV感染者・ハンセン病元患者等
- 8 犯罪被害者とその家族
- 9 インターネットを通じた人権侵害
- 10 災害時の配慮 11 性的指向・性同一性障害
- 12 刑を終えて出所した人 13 ホームレス
- 14 生活困窮者 15 中国残留邦人等
- 16 北朝鮮当局による拉致問題 17 その他

3 千葉県教育委員会の取組

(1)学校人権教育研究協議会の開催

県教育委員会における学校人権教育に関する取組を周知するとともに、専門的知見を有する講師による講演や参加体験型の内容を多く取り入れた研修を実施し、県下の全市町村教育委員会、公立幼稚園、小・中・義務教育・高・特別支援学校等における人権教育推進上の諸問題について研究協議し、学校人権教育の全県的な推進を図る。

①全体協議会 年1回（4月）

県内54市町村教育委員会、教育事務所・分室の人権教育担当指導主事を対象に開催

②地区別協議会 年1回（5～6月）

各教育事務所単位に、隔年で、管内の全市町村立幼稚園・認定こども園・小・中・義務教育学校等の管理職、人権教育担当教諭を対象に開催（令和元年度は管理職が対象）

③高等学校協議会 年1回（10月）

全ての県立高等学校及び希望する市立高等学校、私立高等学校の管理職と人権教育担当教諭を対象に開催

④推進校協議会 年5回

県教育委員会が指定した学校人権教育推進校25校（小学校10校、中学校10校、高等学校5校）の担当教諭を対象に開催

⑤担当指導主事協議会 年6回

教育事務所・分室の人権教育担当指導主事を対象に開催（全体協議会の運営1回）

シリーズ 現代の教育事情③

⑥学校人権教育指導者研修 年4回

各教育事務所、千葉市教育委員会が推薦する小・中学校教員40名を対象に開催

(2)人権教育研究指定校(令和元年度～2年度)

①文部科学省指定(人権教育研究推進事業)

木更津市立請西小学校

研究主題「他者と伝え合い、心豊かに
生きる子どもの育成」

②千葉県教育委員会指定(人権教育)

県立長生高等学校定時制

研究主題「生徒への人権教育の実施について～自分らしさとともに、他の人の大切さを認めることができる人権教育～」

研究指定校は、研究終了後、成果等について、全体協議会で報告し、意見交換を行う。

(3)学校人権教育指導資料の作成・配付

教職員の研修、人権感覚の向上に資するため、学校人権教育指導資料を刊行している。

第34集までは、冊子として学校に1冊配付していたが、教員が常に人権意識を持ち、いつでも活用できるよう、第35集からは、リーフレット形式とし、公立幼稚園・認定こども園・小・中・義務教育・高等・特別支援学校の全教員に配付している。

このリーフレットには、国が示した「人権教育の指導方法等の在り方について(第三次とりまとめ)」の内容を中心にシリーズ的にまとめたものと、県教育委員会の学校人権教育のスローガン、重点目標・重点事項、喫緊の人権課題に沿った内容等を掲載している。

【第39集の概要】平成31年4月当初の配付を依頼

- 千葉県学校人権教育推進目標・重点事項の周知・理解促進
- 学校人権教育を推進するための取組例(第三次とりまとめより)
 - ・家庭・地域との連携、関係機関との連携
 - ・校種間の連携
- 人権感覚チェックシート(抜粋)
- 様々な人権課題一覧(千葉県人権施策基本方針より)
- 喫緊の人権問題についての周知
 - ・女性の人権(DV、虐待)
 - ・災害時の配慮
 - ・外国人の人権(共生社会の形成を目指し、他者を理解しようとする気持ちを育てる活動等)
- 実践に役立つ参考資料の紹介(実践事例集・啓発ビデオレンタル等)

【千葉県学校人権教育推進目標・重点事項】

- 推進目標1 推進体制を確立しよう
(重点事項) 実施体制の確立、計画の作成・見直し
- 推進目標2 正しい知識と認識を深めよう
(重点事項) 研修の充実(参加型・体験型の手法等)
- 推進目標3 指導内容と指導方法を工夫しよう
(重点目標) 指導方法の工夫、体験活動の充実
- 推進目標4 家庭・地域等との連携を図ろう
(重点事項) 積極的な啓発活動、関係機関との連携
- 推進目標5 点検・評価による見直し、改善をしよう
(重点事項) 学校評価の活用

(4)県教育委員会ホームページによる啓発

- ・人権教育の推進目標及び重点事項/千葉県
- ・学校人権教育指導資料/千葉県
- ・教職員の人権意識を高めるために/千葉県
- ・様々な人権課題/千葉県
- ・学校人権教育事業計画/千葉県 で検索

(5)学校人権教育の推進に関する実態調査

学校人権教育の推進に資するため、各学校における人権教育の取組状況を把握することを目的に、毎年、12/4～12/10の人権週間に合わせ、公立小・中・義務教育学校、市立高等・特別支援学校、県立高等・特別支援学校を対象に実施。結果を2月末に各学校にフィードバックし、次年度の取組に繋げる。

【調査項目例】(平成30年度実施)

- 1 人権教育の推進について
・「学校人権教育指導資料」の活用状況など
- 2 人権教育に関する教職員研修について
・研修の実施状況、形態など
- 3 人権教育推進の成果及び課題について
- 4 喫緊の人権課題について
・性的マイノリティ、障害者、外国人、部落差別、北朝鮮当局による拉致問題、DV、児童虐待についての取組状況など

4 喫緊の人権課題についての理解促進

例1 性的指向・性同一性障害

「男性が男性を、女性が女性を好きになる」ことに対しては、根強い偏見や差別があり、苦しんでいる人々がいる。また、からだの性とこころの性との食い違いに悩みながら、周囲の心ない好奇の目にさらされたりして苦しんでいる人々がいる。性的指向や性自認を理由とする偏見や差別をなくし、理解を深めることが必要である。
(法務省人権擁護局刊行「人権の擁護」平成30年度版)

「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について（教職員向け）」について（周知）（文部科学省平成28年4月1日付け事務連絡より一部抜粋）

(1)性同一性障害に係る児童生徒についての特有の支援

①学校における支援体制について

- ・最初に相談を受けた者だけで抱え込むことなく、組織的に取り組むことが重要
- ・教職員等の間の情報共有に当たっては、当事者である児童生徒やその保護者に対し、情報を共有する意図を十分に説明・相談し理解を得つつ、対応を進める。など

②医療機関との連携について

- ・医療機関による診断や助言は学校が専門的知見を得る重要な機会となるとともに、児童生徒・保護者等に対する説明材料ともなり得る。
- ・医療機関との連携に当たっては、当事者である児童生徒や保護者の意向を踏まえることが原則だが、具体的な個人情報に関連しない範囲で一般的な助言を受けることは考えられる。など

③学校生活の各場面での支援について

（支援の参考事例）

- ・自認する性別の制服や体操着等の着用を認める。
- ・標準より長い髪型を一定の範囲で認める。（戸籍上男性）
- ・保健室、多目的トイレでの更衣や、多目的トイレ、職員トイレの利用を認める。
- ・通知表など、校内文書を児童生徒が希望する呼称で記す。自認する性別として名簿上扱う。
- ・体育又は保健体育の授業において別メニューを設定する。
- ・上半身が隠れる水着の着用を認める（戸籍上男性）補習として別日に実施、又はレポート提出で代替する。
- ・自認する性別に係る部活動への参加を認める。
- ・修学旅行等において、一人部屋の使用を認める。入浴時間をずらす。など

（留意点）

- ・性同一性障害に係る児童生徒への配慮と、他の児童生徒への配慮との均衡を取りながら支援を進めることが重要である。
- ・他の児童生徒や保護者との情報共有は、当事者である児童生徒や保護者の意向等を踏まえ、個別の事情に応じて進める必要がある。など

(2)性同一性障害に係る児童生徒や「性的マイノリティ」とされる児童生徒に対する相談体制等の充実

- ・学級、ホームルームにおいては、いかなる理由でもいじめや差別を許さない適切な生徒指導・人権教育等を推進することが、悩みや不安を抱える児童生徒への支援の土台となる。
- ・日頃より児童生徒が相談しやすい環境を整えていくことが望まれる。
- ・まず教職員自身が心ない言動を慎む。など

本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ対策法）

（平成28年6月公布、施行）

- ・「本邦外出身者」：専ら本邦の域外にある国若しくは地域の出身者である者又はその子孫であって適法に居住するもの。
- ・「不当な差別的言動」：本邦外出身者に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し又は本邦外出身者を著しく侮辱するなど、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動

（第2条定義より）

- ・本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動の実施
- ・そのために必要な取組を行う。

（国：義務、地方公共団体：努力義務）

（第6条教育の充実等より）

県教育委員会では、これら喫緊の人権課題について、「学校人権教育指導資料」への掲載や、研修での講演・説明、各種会議での周知等を通して教職員の理解促進を図っている。

5 法務省の人権擁護機関との連携

（人権啓発活動）

- ・人権教室の活用（人権擁護委員・法務局職員が講師）
- ・全国中学生人権作文コンテストへの応募等
- ・人権の花運動への参画・人権啓発教材の活用等（人権相談窓口）
- ・子どもの人権 SOS ミニレター
- ・子どもの人権 110 番・子どもの人権 SOS_e メール

6 おわりに

人権教育は学校生活の中で特別なものではなく、全ての教育活動を通して行うものである。教職員に求められるのは、学校での教育活動を「人権」という視点で見て、考え、行動することである。国や県から発出される資料等の活用や研修で学んだことを踏まえて、差別なき学校教育の確立を目指し、自校の人権教育を推進していただきたい。

例2 外国人

外国人であることを理由に、アパートへの入居を拒否されたり、外国人を排斥する趣旨の言動が公然とされる事案が発生している。文化等の多様性を認め、外国人の生活習慣等を理解・尊重し、偏見や差別をなくしていく必要がある。

（法務省人権擁護局刊行「人権の擁護」平成30年度版）

「活力ある学校」を目指して

我孫子市立湖北台東小学校長

かもした たかし
鴨下 隆



1 はじめに

本校は、我孫子市の東部に位置し、通常学級12学級、特別支援学級4学級、全校児童293名と我孫子市内でも比較的小規模の学校である。職員は、育児休業代替講師を含め、16学級中11名が経験年数10年以下であり、平均年齢36.3歳の若い職員集団の学校である。学校教育目標は、「活力のある学校」であり、「精一杯遊び、学び、互いのことを考え、思いやることができる子どもの育成」を目指している。そして、子供たちには「ひ・が・し」という三つの合い言葉がある。

「ひがし」の「ひ」は、人を励まし応援
「ひがし」の「が」は、がんがんあいさつ
「ひがし」の「し」は、静かに話を聞く

この合い言葉にある姿を目指す児童像として、全職員が子供たち一人一人を大切にし、子供のために一生懸命になれる職員集団を目指している。

2 子供のための「チーム湖北台東小」

学校がチームとして一丸となるためには、校長の個人的な思い入れだけではなく、どの職員も納得して共感できる目標を設定する必要がある。そのために、職員会議で意図や価値観を確認し、共通理解を図り、士気を高め、教職員のやる気と笑顔に満ちあふれた職場環境をつくっていくよう心がけている。子供たちに何が必要なのか、学校行事や諸活動の中

で何をねらいとし、どんな力を身に付けさせるのか、職員一人一人が意識し、児童の実態に応じて方法を工夫することが重要である。そして、一人一人の子供ができるようになったことや頑張っている姿を認め、達成感を得させたいと考えている。ほめて伸ばすことで子供たちのやる気が高まり、自信を持って活動できるようになる。また、学級の子供たちの課題や心配なことは、すぐに情報共有して、組織で対応することを心がけている。担任一人ができることには限界があるが、チームとして対応することによって、多様な考えが生まれることもあり、役割分担をして解決に当たっている。このように、子供の活躍の場を意図的に設定する企画力、子供の努力や頑張りを見逃さない観察力、情報を共有し、迅速に対応していく組織力を職員に求め、子供のためにワンチームになれる学校づくりに取り組んでいる。

3 問題解決型の授業の実施

子供がわくわくどきどきして分かりやすい授業が学習に対する活力を生む。本校では、算数科を中心に学習のゴールを明確にし、自力解決する場面や学び合いの場面などを機能させ、関連付けながら課題を解決していく問題解決型の授業を学習のスタンダードとして位置付けている。授業の始めに、教師と子供たちが話し合いながら学習問題を設定し、授業の最後に「まとめ」や「振り返り」を通して理解を深めるスタイルである。学習のゴール

を明確にすることで、「この時間はこういうことがわかればよい」と一人一人が自分の考えや見通しを持って授業に臨むことができている。また、評価は、子供の成長のためにあると考えている。結果からマイナスを指摘するのではなく、学習のプロセスからプラスを見出し、具体的に評価することが大切である。人には得意も不得意もある。子供の苦手なことを平均値にすることよりも、個性や得意に光を当て、成長を評価することで、子供が自分に価値を感じ、一層やる気を高める評価でなければならないと職員に日頃から伝えている。

4 職員を支えるリーダーを目指す

リーダー論にはいろいろな考え方があるが、職員を引っ張っていくリーダーを目指した場合、指示する側と指示される側の関係が強くなり、校長の指示に対して、形式だけ合わせて取り組むという形になりやすく、職員の向上心や協働性が低下し、主体的に行動しなくなってしまうと考えた。そこで、「校長は一人一人の職員のよさを活かすために存在する」と考え、職員を支えるリーダーを目指した。校長として、職員の自主性を尊重しながら成功や成長を認め、協働を意識した実践を心かけている。その結果、信頼関係が育まれ、職員とのコミュニケーションが円滑になってきた。そして、一人一人が能動的に組織を導いていく構図になり、活力ある学校の具現化を図るために、気配りや目配りを心かけた。

5 職員の主体性が学校の活力を生む

A I時代のこれから、子供たちに求められるのは、新しいものをクリエイトしていくことであり、そのために「主体性」が求められている。そうであれば、職員も「主体性」をもって仕事に臨むことが必要である。どんな職員にも長所がある。よさを認めて、心に火を

つければ自ずと力を発揮する。学校に必要な「子供のために」を探究し、職員が主体的に考え、判断し、行動する風土をつくるために「傾聴と対話」を心がけた。

人事評価における職員との面談では、学校経営に対する校長の思いを伝え、期待する役割を説明し、「自分のよさをどのように活かせるか」という視点での対話を心かけている。また、日頃から積極的に声をかけ、実践の成果は褒め、話や悩みから具体的な手立てを示し、「これはどう考える？」という問いや「子供のためになることは実行してよい」という後押しをしている。そして「いつも子供たちのためにありがとう」と感謝やねぎらいを伝えている。こうした対話は、長所を伸ばし、心に火をつけ、子供たちのために一生懸命になれる活力ある職員の育成につながると考える。子供にとっての最大の教育環境は教師である。教師が子供たちのために自分で考え、判断し、工夫しながらいろいろなことに取り組み、クリエイティブであれば、子供たちも影響を受け、主体的に行動できるようになり、学校に活力が生まれるのである。

6 おわりに

校長としての責任はあまりに大きく、常に視野を広く持ち、最悪を想定して先のことを考えるなど、緊張が続くこともあった。しかし、本校の職員は、チームであることの重要性を理解し、前向きに教育活動に取り組んでくれた。職員には子供たちのために挑戦を続けてほしいと願っている。うまくいかないことがあったとしても、粘り強く取り組むことで指導力が向上し、学校の取組も充実して活力が生まれる。今後も、職員が意欲を保ち、子供たちのために失敗を恐れずに教育活動に取り組むことができる学校づくりを心掛けていきたい。

「働き方改革」の視点で公開研究会を創る

栄町立竜角寺台小学校教頭

たかはし けい
高橋 圭



1 はじめに

平成29年4月28日文部科学省発表の「教員勤務実態調査結果（速報値）」で、いわゆる「過労死ライン」を超える時間外勤務職員が中学校で約6割超という結果がインパクトをもって報じられた。以来、「働き方改革」の波は学校現場を確実に変えつつあると感じる。

本町でも町教育委員会教育長の強いリーダーシップの下、限られた財源の中で、様々な施策が打ち出されている。例えば、町単費にて「教員アシスタント職員」が全小中学校に配置され、教材作成、調査・報告資料作成、集金業務等を担い、学級担任が児童と向き合う時間を具体的に捻出することができている。

2 公開研究会に発想の転換を

この教育界の転換期に教頭職を拝命した。教頭として何ができるだろうと自問した時、本校の取組を見直すと、本校は県の学力向上プラン「ちばっ子の学び変革」推進事業の研究指定の2年目を迎えていた。そこで、「公開研究会＝多忙」という概念を、教頭自身が疑ってみた。「公開研究会を働き方改革の好機と捉えられないか」と。

研究指定最終年度、本校には既に「校長の強いリーダーシップ」「教務・研究主任の先見性」「授業者の指導力」「職員の献身性」が揃っていた。あとは教頭として、職員にいかにか気持ちよく汗をかいてもらうか、そして参観者に「本校でも真似したい」と、各校で実践してもらえるかだけを考えればよかった。

3 「ねばならぬ」公開から「でもいい」公開へ

本校は、平成の幕開けと共に産声をあげた。令和となり、9年間にわたる算数科研究の集大成として、公開研究会を11月に実施し、「主体的・対話的で深い学び」の手法を取り入れた算数科の実践を県内外に発信することができた。この公開には、「働き方改革」の視点で取り組み、「公開はこうでなくてはならぬ」とばかりに時間と労力を際限なく注ぐ方式から、「こういう公開でもいいのではないかと、限られた時間と労力の中で最大限の効果を生むような方式へと発想の転換を図った。そして、これが必ずや我々自身の成長にもつながると信じ、実践してきた。

以下に本校の取組の工夫点を、主に「働き方改革」の視点で列記してみる。

(1)完全分業制

「仕事はみんなで」は聞こえがいいが、例えば研究紀要の校正など、必ずしも全員で行うことがよい場合ばかりではない。そこで、校内の研究推進委員会が、授業公開に関する仕事を以下の三つに明確に「仕分け」た。

- ①全員の力を必要とする仕事
- ②スタッフ等数名で十分な仕事
- ③個人で進める仕事

効率を優先して仕事を進めた結果、特に日々の学級経営で奮闘している若年層の職員からは、自分の仕事の時間が保障されていて大変有り難いと好評であった。また、一人一人の責任感も高まった。

(2)時限制

上記に関連して、全ての仕事に期日だけでなく時刻の期限を設定した。後述する指導案検討会等も勤務時間内とし、終了時刻を守つ

た。その前提として、学校にありがちな集合・開始時刻や提出期限のルーズさを皆で気を付け合った。プライオリティ（優先順位）を明確に打ち出し、同時に職員が自由に使える時間も尊重した結果、日々の仕事の効率も向上した。

(3)指導案検討会が待ち遠しい

取組上の工夫とは異なるが、職員の意識の点で指導案検討会について記しておきたい。

公開研究会を控えた学校では、校内指導案検討会が毎週のように行われるのが常で、本校も計画的に検討会を重ねてきた。「本時の展開」の検討では、「きっと〇〇さんが既習事項を踏まえてこう言うてくる」「そこに△△さんが異を唱えてくる」「でも□□さんの気付きで授業が動き出す」等々、テーブルを囲んだ参加職員の声で児童の様子が再現されていった。職員の顔にはいつも自然に笑みが浮かび、笑い声が絶えなかった。皆が時間を捻出しての指導案検討会ではあったが、参加職員の顔に「多忙感」はなく、私自身も検討会に出席するのが楽しみだった。

(4)夏季休業中の全体研修日は2日間のみ

前述の業務分業制により、仕事の締切日・時刻を厳守することを全職員で確認の上、夏季休業中に全員で集まる研修日は2日間にとどめた。また環境整備等の為の作業日も1日のみとし、職員、保護者及び児童、地域のボランティアの方々による除草作業のみ行った。

(5)コンパクトな学校公開

近県の国立大学附属小学校の公開授業から着想を得、公開当日の授業展開・全体会・講演会会場を体育館とした。研究の軌跡を記した掲示物で体育館に設定した模擬教室を囲み、参観者が展開授業と研究の足跡を同時に観られるよう工夫した。また来賓と参観者の動線に沿って環境整備計画を立て、主な整備は日々の清掃活動やロング昼休みなどに児童とともに少しずつ進め、放課後の作業はなくしていくよう努めた。

(6)地域の力を武器に

本校には開校以来「竜小応援団」等の地域ボランティアが学校を支えてくださっている。これまでも、「学習ボランティア」によるチャレンジタイム（ドリル学習）での丸付けや、「あおぞら会」による花壇等の整備をお願いしてきた。公開当日も、日頃児童の登下校の安全指導をしてくださっている「見守り応援隊」の方々が、PTA役員と連携して来場者用駐車場の整理や学校までの案内の仕事を快く引き受けてくださった。おかげで職員の仕事分担を広げずに済み、大変助かった。

4 おわりに

公開当日朝の職員室の雰囲気がとても明るかったのを覚えている。重責の授業者にも笑顔があった。公開を楽しんでいる職員を誇らしく思った。これまでの研究実践で培った指導力と、公開研究会開催から得た働き方の創意工夫が、全職員にとって今後の教員人生の糧となったと確信している。少なくとも私自身は教頭として大きな経験知を得ることができた。本校公開研究会にお力添えいただいた文部科学省国立教育政策研究所教育課程調査官の笠井健一先生をはじめ、千葉県教育委員会、栄町教育委員会、栄町内小中学校の各先生方、及び本校PTA、地域ボランティアの皆様へ、この場を借りて感謝申し上げたい。

一隅を照らす。こんな想いで教師の道を歩み始めた自分が、学級、学年、学校と、気付けば照らすべき場所は一隅とはいかなくなっていた。初任から今日まで、中学校、高等学校、教育行政、そして現在の小学校と、それぞれの場所で素晴らしい同僚と共に汗をかいてきた。その中で「先生がいたから」「先生でなければ」と言ってくれる同僚にめぐり逢えたことが、今の自分の心の支えとなっている。これからも自分が教頭として、全ての人々の道を照らせるよう、更に研鑽を積み、職務に邁進していく所存である。

主幹教諭のやりがい

白井市立清水口小学校主幹教諭

おおとも かつら
大友 桂



1 はじめに

近年の若年層教諭の増加と、ベテラン教諭の減少により、若年層教諭の育成が喫緊の課題となっている。そのような中、自分のような年齢層の教員は一担任としてではなく、学校の中核として職員と共に学校を運営していかなければならないと考えるようになった。

2 主幹教諭研修会

平成29年度に現在校に赴任し、平成30年度に主幹教諭になった。その年には、自分を含めた市内主幹教諭3名で、2か月に1回程度研修会を開き情報交換を行った。

主幹教諭は、校長及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、児童の教育をつかさどることを職務とする。研修会では、①教頭の補佐機能 ②企画調整機能 ③相談機能 ④人材育成機能 ⑤渉外機能 ⑥指導・監督機能、の六つの機能について話し合った。

3 主幹教諭研修会における成果と課題

各校、六つの機能において実態に応じた取組があり、自校での取組に生かすことができた。教務主任と主幹教諭との違いについて明確にしたかったが、その仕事内容を明確に線引きすることができないことが分かった。しかし、主幹教諭2年目となった今、「これは主幹教諭だからこそできる仕事だろう。」と思える内容が見えてきた。

4 若年層教諭の育成

本校は、全15学級中8名の担任が若年層教諭であり、若年層教諭の育成が喫緊の課題と

なっている。

校内巡視による各学級の把握。授業観察後の助言指導。学級の補助。担任と保護者とがスムーズにコミュニケーションがとれるようにするため、あらかじめ話す内容をまとめさせたり、話す内容を考えたりすることもある。さらに、保護者面談への同席。子供と向き合う時間がとれない若年層教諭の仕事を学校補助教員にお願いし、それでも補えきれない仕事は主幹教諭として自分が担う。

5 教頭との連携

主幹教諭は、教諭の中核として学校を運営していく存在でなければならないと同時に、教頭を一番近くで補佐する存在でなければならないと考えている。

教頭が行っている仕事の中にも、命を受け主幹教諭ができる仕事がある。そのような仕事を率先して行い、教頭が学校を運営しやすい環境を作る。これも主幹教諭の大切な仕事の一つである。

例えば、教頭が窓口である教育委員会やPTAとのやりとりも、主幹教諭レベルでできる案件については主幹教諭が処理していく。教務主任にはできない役割であると考える。

6 おわりに

先を見通した計画、保護者と担任間の調整、職員間の調整、若年層教諭の育成など、やるべき仕事は大量にある。しかし、主幹教諭は間違いなくやりがいのある職である。これから学校の中核となっていく先生方、主幹教諭という選択肢はどうであろうか。

教科指導と言語指導

県立千葉聾学校小学部教諭

はやかわ けい
早川 慶



聾学校では、子供たちが言葉の力を身につけ、コミュニケーション能力を高められるように、授業だけではなく日常生活全般で、日々言語指導が行われている。

私は、1年目に中学部の社会科を担当した。そこでは、教科指導を行う上で、単元全体を見通した教材研究や授業構成の工夫、子供たちをよく知ることの大切さを学んだ。板書や発問の内容、資料の提示の仕方を見直したり、聴覚障害がある子供の困難さを改めて学んだりしたことで、聾学校における教科指導の方法を深く学ぶことができた。

2年目の今、私は小学部2年生の担任をしている。昨年度と担当する学年は変わったが、聾学校に通う子供への支援として、「実物を用いる」「写真や文字カードで視覚化する」等は引き続き行っている。実物を見せながら話すことで、自分の経験と言葉が繋がり、その言葉に対する理解が深まっている様子が見受けられる。子供のそのような様子を見ると、私自身とても嬉しく思う。教科指導を大切にすると同時に、言語指導にも力を入れている。難しさもあるが、児童が、文章を読む時に既習の言葉を見つけて「わかるぞ」と目を輝かせている姿を見ると、やりがいを感じる。今後も、聾学校特有の言語指導に丁寧に取り組みながら、子供の実態把握、教材研究という基本的なことを疎かにせず、初任者研修を生かして「わかりやすい授業」「一人一人の実態に合った教育」ができるよう頑張っていきたい。

子供を知る

木更津市立木更津第一中学校教諭

かしま みさき
鹿嶋 美咲



昨年度の初任者研修や今年度の研修を通し、「徹底した生徒理解に努めること」や「チームワークの大切さ」を学んだ。

まず、生徒理解においては、一人一人の育ってきた環境や考え方をよく把握し、共通理解した上で学習指導や生徒指導に努める必要があることを、身をもって感じた。ただ指導するだけでなく、なぜそうなったのかをきちんと説明し、生徒に寄り添い、待ち、共に成長していきたい。また、初めての学級担任を務め、経験したことのない仕事や慣れない環境での勤務だったため、悩むことも多かったが、同期や学年職員、管理職の先生方の支えがあり、ここまで仕事をやりぬくことができた。学年、学校、全職員との報告・連絡・相談を密に行い、徹底した生徒理解をすることで、生徒に少しずつ変化が生まれたり、生徒・保護者との信頼関係を築いたりすることができると感じた。常に「自立」を教育活動の目的に据え、自分の価値観を押しつけるのではなく、子供たちに語り、関わり続けていくことが生徒の正しく前向きな自己決定に結びつくものと信じている。

この1年間で学んだことをこれからの学校生活に生かし、学び続け、生徒と共に成長し続ける教員でありたいと思う。今、教員として幸せな生活を送ることができていることに感謝し、それを叶えさせてくれた生徒や家族、諸先輩方に恩返しができるよう、日々精進していきたい。

数学的な見方・考え方を育てる授業づくり

八千代市立勝田台南小学校教諭

むらやま ゆみ
村山 結実



1 はじめに

「子供の考え方、学び方を大切にして、子供の言葉で授業を創りたい」と思い、日々授業を重ねてきた。今回、「授業を創る」というテーマをいただき、とてもうれしく思った。

小学校学習指導要領の算数科の目標は「数学的な見方・考え方を働かせ、数学的活動を通して、数学的に考える資質・能力を次のとおり育成することを目指す」とある。数学的な見方・考え方をどう働かせ、どう成長させるかを考えながら、子供たちと授業を創っている。

2 本校の研究について

本校では、「数学的な見方・考え方を育てる授業の創造」を研究主題として、算数科の研究に取り組んでいる。数学的な見方・考え方を顕在化させ、それらを働かせた数学的活動を行い、それらの成長を目指す。数学的な見方・考え方を育てる授業の創造は、深い学びにつながると考える。

(1)教材研究・指導計画

まずは、本単元に関わる数学的な見方・考え方は何か、教師がその視点から教材研究を深める。

(2)問題把握

子供が数学的な見方・考え方を働かせて、自力解決できるように、素材提示や発問の工夫をして、既習と本時の課題を異同弁別することで問いを引き出す。また、子供がいつでも数学的な見方・考え方に触れることができるようにカードにまとめて掲示しておく。

(3)比較検討・板書

教師が子供の言葉やつぶやきを取り上げて数学的な見方・考え方に着目するような話し合い活動をする。また、子供に意識させるために、本時の問題解決で働かせた数学的な見方・考え方を板書に残し、価値付けていく。

(4)まとめ・振り返り

何に着目して、どんな数学的な見方・考え方を働かせて解決できたのか、学びが深まったかどうか、振り返り活動を行う。

3 授業を創る（第4学年「小数」）

(1)教材研究・指導計画

①本単元につながる系統図

領域を越えた本単元につながる数学的な見方・考え方を意識した教材研究を行い、系統図にまとめる。

②指導計画の工夫

指導計画に1時間ごとに育てたい数学的な見方・考え方を明記し、子供がそれらを感じられる学習を仕組む。

指導計画の一部

育てたい数学的な見方・考え方
・ 1L を10等分して0.1L を作った時と同じように、0.1L を10等分して新しい単位を作っていけばよいだろうと発展的に考える。
・ 今までと同じように10等分が便利。
・ 小数の表し方も、整数の時に学習した十進位取り記数法と同じ仕組みであることがわかり、統合的に考える。

自ら考え、学び合う授業

東金市立鵜嶺小学校教諭

おおぜき なお こ
大関 直子



1 はじめに

本校は、今年度「自ら考え、学び合う児童の育成」という研究主題の下、研究を進めている。

児童にとって本当に価値のある学びとはどのようなものかを考え、授業を実践している。どのような授業改善を行ったのか、授業実践の様子から述べていきたい。

2 授業実践

第5学年 国語科

単元名「鵜嶺小5年生からの提言」

教材名「世界遺産 白神山地からの提言」
(教育出版5年下)

(1)魅力的な学習課題の設定

単元導入の授業で、世界遺産である白神山地の映像を見て、その素晴らしさや価値、問題点に気付いた児童は、「言葉の力で自然を守ろう」という学習課題に目を輝かせた。学習のゴールを「鵜嶺小5年生からの提言の完成」と設定し、言葉の力が実際に役立つ学習課題を持たせることで、根拠を持って意見を発信することの良さ、学びの価値を実感させた。

(2)資料活用のレベルを選択し、活用する場

「資料を根拠に自分の意見を説明する力」を主体的に身に付けることができるよう、意見文の根拠として使う資料を自分で選ぶことができるようにした。自分の意見に合った資料を以下の①から③の三つのレベルから選ぶよう提示した。

①教科書の資料から根拠となる資料を選ぶ。

②教科書の資料及び指導者が用意した資料から根拠となる資料を選ぶ。

③教科書の資料、指導者が用意した資料と自分で見つけた資料から根拠となる資料を選ぶ。

自分の考えを形成するためにも、説得力のある意見文を書くためにも、まずは白神山地のことを知らなければならない。また、「書くために読む、読んだことを基に書く、書いたことを確かめるために更に読む」という「読むこと」と「書くこと」を交互に繰り返す言語活動を行うことで、言葉そのものに対する見方が研ぎ澄まされていく。授業の中では、書くことが得意な児童も苦手な児童も、自分が選んだレベルに応じて、あるいはそのレベル以上のものを目指して学びを進めることで、意欲的に取り組む姿が見られた。

(3)自然な対話を生む思考ツールの活用

本単元では、思考ツールの一つであるピラミッドチャートを活用し、自分の意見に合う根拠となる資料を選ばせた。

①思考を可視化するピラミッドチャート



白神山地について書かれた本やリーフレット、インターネットなどの情報の中から、自分の意見に合う根拠を選んで付箋に書かせた。自分の意見文に使えそうな根拠が書かれている付箋を徐々に上の段に上げていくことで思考を可視化することができた。

②ピラミッドチャートを活用した対話

ピラミッドチャートを一目見れば、友達がどの立場でどんな意見をもっているのか、どの資料を根拠として使おうとしているのかが分かる。さらに、どの資料を使うか迷っている場合には、「こちらの方が分かりやすい。」などとアドバイスをし合うことができる。思考を可視化することで対話が生まれ、意見を交流することができた。実際に友達からのアドバイスにより付箋を書き換えた児童や付箋を入れ換えた児童がいた。友達との対話により、自分の意見や根拠に自信をもつことができた児童は、「すぐにでも意見文が書ける。」と意気込んでいた。

(4)意見文の書きぶりを学ぶ学習モデルの活用

教科書に掲載されている意見文のモデルは、「人間を近付けないようにして守る立場」で書かれており、文体は敬体である。序論・本論・結論の三つの構成、資料を引用して根拠を示していること、更に譲歩構文により、自分の意見をより効果的に表していることなどに注目することができる。本単元では、更にもう一つ、指導者が作成した意見文の学習モデルを用意した。その特徴を次にあげる。

- ①「人間が自然に関わりながら守る立場」、教科書のモデルとは逆の立場である。
- ②文体は常体。
- ③正しい引用の仕方に気付かせるしかけを施した。

教科書に掲載された学習モデルと指導者が作成した学習モデルを活用して、以下のように意見文の書きぶりを学ばせた。

第1時

学習モデルを活用して、学習の見通しを持

たせた。一番説得力があるところはどこかをグループで話し合わせて、その文章に矢印を付けさせた。各グループが矢印を貼っていくと、資料を引用して書いている部分に矢印が集中していることが明らかになり、「根拠を明らかにして書く」という本単元で身に付けるべき力を確認することができた。

第4時

意見文の構成や文章表現の特徴について話し合う場面で、学習モデルを活用した。意見文の構成、譲歩構文の効果、正しい引用の仕方などに気づき、意見文の書きぶりを視覚的に捉えることができた。

(5)新たな学びの課題を見つける場の設定

授業の終末には、毎時間振り返りの場を設定し、本時で身に付いた力と次時の課題についてワークシートに記入させた。自分の学びの経過や成長、課題を見つめさせることで主体的に学ぼうとする児童の姿が見られた。

3 おわりに

単元の事前と事後に「自分の意見や考えを文章に書いて表すことができるか」について調査したところ、「大変そう思う」と答えた児童の割合が、22.8%から77.9%へと50ポイント以上も増えた。また、「意見文を書くことは、自分の生活や将来に役立つか」という調査においても約90%の児童が「役に立つ」と答えている。

書くことに抵抗のある児童は多い。しかし、書く力を付けることは、人生で役に立つ。学びの本当の価値が分かることで、児童は本気になって書き始める。そして、今回の実践を通して、児童は、友達同士の学び合いの中で、自分の考えをより確かなものにし、言葉の力を付けていくことを明らかにすることができた。

これからも「自ら考え、学び合う児童の育成」を目指して授業改善に励んでいきたい。

小学校編

数学的な表現を用いて、よりよく問題解決を進める児童の育成
 一文章題解決における問題の理解を促す段階的指導を通して一

銚子市立春日小学校教諭

(前銚子市立豊岡小学校教諭)

あきやま つばさ
秋山 翼



1 研究の動機

算数科の文章題を苦手とする児童は少なくない。このことは、全国学力・学習状況調査の結果にも表れている。一方、小学校学習指導要領解説算数編には、「学習の過程と成果を振り返り、よりよく問題解決できたことを実感する機会を設けることが大切である」とある。そこで、児童が文章題をよりよく解決することができる指導はどうあるべきか、明らかにしたいと考えた。

2 研究の実際

(1) 数学的な表現を用いた段階的指導の見直し

文章題を解くには図を用いることの有効性が知られている。そこで、児童に文章題は図や式といった数学的な表現を使うことでよりよく解くことができることを感得させるため、改めて基本となる段階的指導の手立てを作成し指導を徹底した。

① 問題文の情報の整理

場面の状況や数量関係を把握、整理するため、「分かっていること」と「解決に必要な情報」に下線を、「問われていること」に波線を引く。(図1)

② 情景図をかく

問題場面の状況や問題の中の数量関係等をつかむために、整理した情報を基に情景図をかく。(図1)

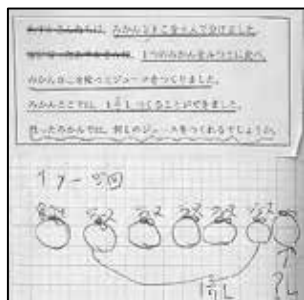


図1 児童のノート 例1

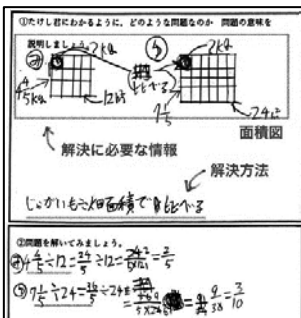


図2 児童のノート 例2

③ 関係図をかく

数量関係をつかむために、情景図よりも抽象度の高い関係図(線分図、面積図等)をかく。(図2)

(2) 児童の力を伸ばすための工夫

第5学年の「分数のかけ算とわり算」(9時間扱い)において、以下の工夫を行った。

① 問題文の工夫

ア問題を把握する力を伸ばす

問題文の中に問題解決には不必要な情報を意図的に入れ、必要な情報と不必要な情報を整理する。

イ数学的な表現を用いるよさを実感する

整理した情報を、問題解決のために更に変換しなければならない問題を提示し、内容が複雑な問題も、数学的な表現を用いることで解決しやすくなることに気付く。

(問題例) 3mのテープからリボンを作ろうとしたところ、 $\frac{1}{3}$ m使っていました。残りのテープから同じ長さのリボンを6本作ります。リボンは1本何mになりますか。

② 自分の学習を振り返る場の設定

毎時間、自分と友達の解決方法を比較、検討する場を設け、児童がそれぞれのやり方のよさに気付く。

3 研究のまとめ

児童から、「友達の図のよいところを吸収したい。」という発言があるなど、数学的な表現を用いるよさに気付き、よりよく問題解決を進めようとする意欲が見られ、段階的な指導の有効性を明らかにすることができた。今後は、今回培った成果を他学年、他単元でも生かせるよう、一般化を図っていきたい。

小学校編

多視点的な見方を獲得し、よりよい自己決定を導くための道徳科授業の展開
—思考ツールと宿題を活用した授業の実践的研究—

市原市教育委員会指導主事
(前市原市立国分寺台東小学校教諭) 原 博 恵



1 研究主題について

日々の教育実践の中で、相手の立場や思いを想像する力の必要性を感じていた。また、新学習指導要領(「特別の教科 道徳」)において、多面的・多角的な思考の必要性が新たに示されたことに伴い、児童が多様な感じ方や考え方に接し、様々な視点から物事を理解することができる授業の構築が必要だと考えた。これらの課題解決に加え、今後の社会を生きる上で「自分以外の立場や考えを知り、受け入れることで、自分の考えを広げ、そこからよりよい選択(自己決定)をする力」の育成が大切だと考え、本主題を設定した。

自己決定②を組み込み、考えの変容や深まりを自覚できるようにした(下図参照)。

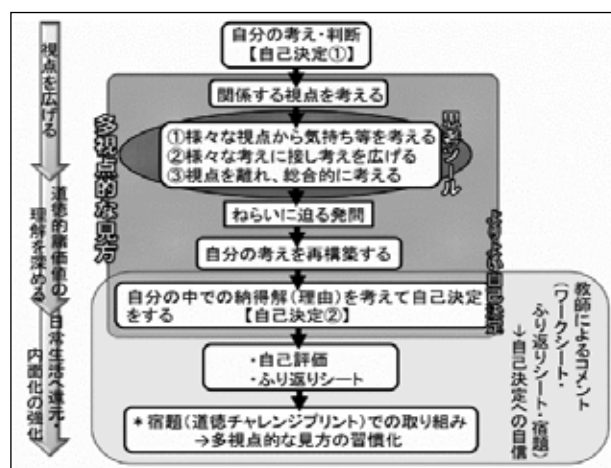


図 授業の基本構造と児童の思考の流れ

2 研究の実際

(1)「多視点的な見方」を育む授業構成

- ①教材に関係する人物などの視点を考える。
- ②自分で様々な視点から登場人物の気持ち等を考える。
- ③友達の考えや理由を聞き、多様な考えや理由に接して考えを広げる。
- ④視点を離れ、教材を総合的に考える。
- ⑤ ②③④を基に、自分の考えを再構築する。
- ⑥自分の納得解を考え、自己決定する。

この思考過程を「多視点的な見方」と定義し、それを育てる授業を構成した(右上図)。

(2)思考ツールと宿題の活用

①思考ツールの活用

ウェビングやXチャート等の思考ツールは、多様な見方や考え方をする助けとなる。そこで、教材やねらいに合わせて適切な思考ツールを活用することにより、多視点的な見方ができるようにした。また、展開に自己決定①、

②宿題の活用

宿題は、多視点的な見方の習慣化と授業との相乗効果による道徳的価値理解の深まりをねらいとして実施した。宿題の教材は授業で学習した教材と同じ内容項目の教材を使用し、思考ツールも授業と同じものを用いて考えられるようにした。

3 研究のまとめ

思考ツールの活用により、教材の主人公だけでなく、教材に関わる人々の思いが想像しやすくなり、様々な視点から道徳的価値を深く考え、自己決定することができた。宿題は授業との相乗効果により、道徳的価値の理解を更に深めることに有効であることが分かった。「多視点的な見方」を獲得し、習慣化されたことで、日常生活においても相手の立場に立った見方や考え方ができるようになり、他者への関心や共感性の向上に繋がった。

中学校編

体育 ベースボール型の実践について

習志野市立第四中学校教諭

(前習志野市立第三中学校教諭)

みやかわ なおひさ
宮川 尚久



1 はじめに

体育でソフトボール(ベースボール型)の授業を行っていると、生徒の技能の未熟さや知識の乏しさを感じることもある。近年、生徒を取り巻く環境が変化し、野球に親しむ機会が減少していることに一因があると考えている。そこで、「易しい投球に対する打撃」に対する技能に焦点を当て、ソフトボールの必要な基礎的技能の向上を図りたいと考えた。

2 研究の実際(7時間扱い)

「練習群」(はじめの4時間は打撃に焦点を当てて練習、後半3時間はゲーム)の学級と「ゲーム群」(はじめからゲーム)の学級に分けて検証した。以下、「練習群」での取組である。

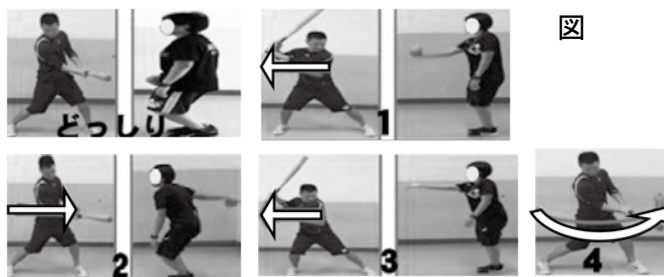
(1)単元の工夫

「練習群」では、単元のはじめに「打撃技能」の向上を目指した練習の時間を設定した。これは、打撃技能が向上すると、①生徒の意欲が高まり、活動に意欲が出る、②正規のルールに近い形で守備の機会を保證できる、という2点の理由を考えたからである。

(2)「打撃技能」の向上に向けて

①打撃の基本動作のコツをつかむ

シンクロ打法(図)を身に付ける時間を設けた。タイミングの取り方を「どっしり・1・2・3・4」とし、打撃とトスのリズムを合わせた。3で体を強く捻じらせた。



②練習量の確保

生徒に新聞紙ボールを一人10個作成させ、ボールの数を増やし、ボールを使った動作を多く体験できるようにした。

③打具の工夫

打具の幅をだんだん細くして(ラケット→スポンジ巻きバット→ティーボール用バット)技能の低い生徒の抵抗感を取り除いた。

④吊るし打ち

ゴムひもを上から垂らし、マジックテープを付けたボールを取り付ける。打つと剥がれ飛んでいく。ボールを捉える位置を中心から少し下に意識させることができる。

3 児童の変容

「練習群」は、「ゲーム群」と比べて以下の面で有意に向上した。

①打球の飛距離が伸びた。(平均到達地点)

単元前 8.33m → 練習後 15.96m

②空振り数が減少した。(学習者全体平均)

単元前 1.69回 → 0.46回

③単元後半のゲームで打球が外野まで飛ぶ回数が増えた。(試しのゲームと3回目のゲームの比較) 試し5回 → 3回目44回

④外野への打球提供数の増加により守備機会(中継・ベースカバー等)が増加した。

⑤学習の振り返りで「バックアップ」「中継」に関する記載が増え、意識が変容した。

4 まとめ

単元前半に「打撃技能」向上に焦点化した練習時間を設けたことにより、「打撃技能」が確実に向上した。これにより、守備機会数の増加や意識の変容につなげることができた。

企業派遣編

ジョブコーチ支援から学ぶ進路指導の在り方

県立八日市場特別支援学校教諭
(前県立東金特別支援学校教諭)

いとう だいすけ
伊藤 大介



1 はじめに

特別支援学校の高等部において、卒業後に一般企業へ就職した卒業生の中には、転職を繰り返したり、一度の離職で自信を失ってしまい、次の一步を踏み出せなかったりする者がいる。就職がゴールではなく、働き続けることができる進路指導、就労支援を行うためには、より専門的な知識・技能を身に付ける必要がある。そこで、千葉障害者職業センターで学校とは違う視点に立った、就労支援、定着支援の考え方を学び、進路指導に生かしていきたいと考え、本主題を設定した。

2 研修内容

(1)職業相談・職業評価

- ・業務説明や集団適性検査を実施

(2)職業準備支援

- ・通所プログラムへの参加

(3)ジョブコーチ支援

- ・ジョブコーチミーティングへの参加
- ・ジョブコーチ支援への同行

3 研修成果

(1)チームとしての支援

9名のジョブコーチが各々職場で得た支援対象者・事業所の状況等の情報は、全てジョブコーチ支援担当の障害者職業カウンセラーのところに集まり、ミーティングで共有される。ミーティングでは、ジョブコーチから担当ケースの報告だけでなく、他のジョブコーチから支援の方向性や見立て等について意見や質問が活発に出る。普段からジョブコーチと障害者職業カウンセラーは支援方法や支援の方向性について意思疎通や意見交換を行っており、自分が担当しているかどうかに関わらず

チームとして複数の目で、支援がなされていると感じた。

(2)得手不得手の整理と事業所への説明

職業準備支援に通所している多くの方の目的は、通所のカリキュラムを通して、自分の得手不得手を整理することである。通所のカリキュラムにおいて、障害者職業カウンセラーと個別面談を行い、ナビゲーションブックを作成していく。これは生徒のプロフィールシートと似ているが、最も大きな違いは、通所者自身が①不得手な部分を正直に伝える、②自分でできる対策と事業所に配慮してほしいことを明記していく、という点である。まとめた情報を事業所に伝えることで、積極的に働きやすい環境を整えようとしていた。不得手なことがあっても、どのような配慮が必要かが具体的に分かると、事業所も雇用について前向きになれる。学校でもこの取組を参考にして、実習先、進路先との意思疎通を行い、生徒が自信をもって働ける環境を作っていきたい。

4 おわりに

研修中に「(本人と事業所の) マッチング」が重要であり、実習を含めて「本人の苦手な部分の情報を対処方法と合わせて提供すること」で事業所や支援者も本人に配慮しやすくなり、働き続けやすくなるとの助言をいただいた。

生徒一人一人のアセスメントを細やかに行い、その生徒に「マッチ」した適切な事業所を提案することができるよう、生徒を見る目を更に養うとともに、より良い進路指導を目指し、チーム学校のリーダーとしての自覚を持ち、これからの就労支援、定着支援に力を入れていきたい。

休業日と臨時休業

和洋女子大学特任教授 しばない やすし
柴内 靖



【Case】

10月中旬、県内のある小学校では、深夜未明に上陸するとみられる台風対策のために、朝から会議を開き対応を協議していた。

天気予報では、夜20時頃から風雨が強まり、深夜に台風が通過し、翌朝7時には台風が過ぎ去り、天気が回復するとの予想が出されていた。そのため、本日の日課は通常日課の5時間授業とし、放課後の活動は中止し、午後3時に集団下校する方向で検討していた。

ところが午前10時過ぎ頃から、風は強くないものの1時間の雨量が80ミリを超える大雨となり、校長は昼に分担して通学路等を確認したところ、既に近隣交差点の横断歩道は冠水したところが多く、用水路が溢れているとの報告があった。更に市役所から近くの河川が氾濫危険水位に達しているとの報告を受けた。

そこで臨時の会議を開き、午後の日課を止め至急下校させるか、それとも児童を待機させ、保護者の迎えをお願いすべきかなど対応を再度協議することとなった。

【関係法令】

学校教育法施行規則第61条

公立小学校における休業日は、次のとおりとする。ただし、第三号に掲げる日を除き、当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会が必要と認める場合は、この限りではない。

- 一 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する日
- 二 日曜日及び土曜日
- 三 学校教育法施行令第29条の規定により教育委員会が定める日

学校教育法施行規則第63条

非常変災その他急迫の事情があるときは、校長は、臨時に授業を行わないことができる。この場合において、公立小学校についてはこの旨を当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会に報告しなければならない。

【ワンポイントレッスン】

令和元年度の秋は、関東地方をはじめ東日本では、度重なる台風や大雨で甚大な被害が発生した。大切な子供たちを預かる学校でも校舎・施設の破損や急な日課変更等を余儀なくされ、子供たちの安全確保に神経をとがらせる状況であった。

そこで、ここでは休業日と臨時休業についての基本的なことを押さえておきたい。

1 休業日について

公立学校の休業日は、前述したように学校教育法施行規則第61条において、原則①国民の祝日に関する法律に規定する日②日曜日及び土曜日③学校教育法施行令第29条の規定により教育委員会が定める日となっている。

③については、各教育委員会で多少の違いはあるが、(ア)夏季休業日、(イ)冬季休業日、(ウ)春季休業日、(エ)その他（条例で定める日や開校記念日等）である。ただし、この休業日は授業を行わない日であり、教員の「勤務を要しない日」とは一致しないことを踏まえておく必要がある。

例えば、冬季休業日は、週休日と年末年始を除き原則勤務を要する日である。（12/29～1/3は休日であり、特に勤務することを命ぜられる場合を除き、勤務を要しない。）

2 臨時休業について

臨時休業とは、学校の一部又は全部をある一定期間にわたり臨時的に休業することである。臨時休業は、大きく二つの内容があり、(1)学校教育法施行規則の第63条に示す「非常変災その他急迫の事情があるときの臨時休業」、(2)学校保健安全法の第20条で示す「感染症予防のための臨時休業」がある。

- (1)については、地震発生や台風など気象条件等の悪化や、凶悪犯罪の発生による防犯上からの安全確保などの観点からの休業（決定の権限は校長）
- (2)については、学校保健安全法施行規則18条に示す第一種から第三種の感染症で、当該児童生徒に対する個人への出席停止では予防効果が期待できない場合の集団的措置としての休業（決定の権限は学校設置者）

昨今、自然災害からの臨時休業のみならず、防犯上からの臨時休業や、O-157やインフルエンザ、そして今回の新型コロナウイルスの流行からの臨時休業など、安全確保や学校感染症対策の重要性が叫ばれている状況がある。

3 本ケースから学ぶべきこと

本ケースでは、協議の上、当該学校の校長は、午後からの児童のみによる下校は無理と判断した。午後の日課はあえて休業せず児童は学校に留め置き、緊急連絡網を活用し、保護者の迎えによる下校とした。さらに、翌日は、台風通過後も通学路が冠水している恐れがあるため、2時間の日課を臨時休業し、11時登校とした。なお、10時までは自宅待機として、変更がある場合は10時までに再度連絡することとした。

この学校の判断で学ぶべきことは、①天気の状態を常に把握しようと努めたこと②職員が目視で直接道路状況等を確認したこと③学校が高台にあり、安易に臨時休業して下校させ

るよりも通常日課として学校に留め置く方が望ましいと、児童の安全を最大限考慮し決断したこと④翌日も通学路の冠水や河川の状況等を考慮して一部の日課を臨時休業としたことなどが挙げられる。

4 臨時休業の判断について

学校が臨時休業を判断することは、様々な観点から考えなければならない。そこで、どのような観点で考えるべきか挙げてみたい。

- (1)災害による被害の恐れを最大値で捉えること。必要な場合、臨時休業を全日とすることや前日等の早めの判断が求められる。
- (2)台風・豪雨などの災害は、刻々と状況が変化するものであり、特に近年集中豪雨が多々報告されていることから、学校はその状況を常に見極めるとともに、下校方法も考えること。（交通機関等を利用している場合、関係機関との連絡・調整も必要。）
- (3)自校の校舎や施設が置かれている地形や考慮すべきことを災害の種別ごとに整理し、事前に避難方法等を十分検討すること。
- (4)自校の保護者や地域状況を踏まえ、児童生徒の保護者への引き渡しについて事前に協議し、速やかな対応ができる体制を整えておくこと。
- (5)小・中学校に兄弟姉妹が在籍していることが多いので、近隣の小・中学校と連携して判断すること。（発達段階も考慮する）
- (6)その他、当然児童生徒の安全が第一となるが、併せて教職員についても、通勤をはじめ安全な対応を考える必要がある。

5 その他

臨時休業を行った場合、その間の児童生徒の学習に関する措置を講じる必要がある。授業時数の確保を図るとともに、課題等の提出など、各学校での適切かつ弾力的な対応が求められる。

園小中職員の連携を目指して

睦沢町立睦沢こども園長 いとい ひとし 糸井 仁志



本園は平成20年に町立の睦沢保育所と睦沢幼稚園を統合し、幼保連携型認定こども園としてスタートした。現在は、0歳児から5歳児まで170名が在園する町内唯一の教育・保育施設である。

また、睦沢町では、平成30年に2校の小学校を1校に再編した。園小中各1校の体制となり、これまでの園小中連携教育から一貫教育に向けて歩みを進めている。

1 職員の連携

(1)睦沢町教育振興会

園小中の職員が、睦沢町教育振興会に属し、相互理解、研修に努めている。昨年度は六つの部会毎に、「園小中一貫教育で育てたい子どもの姿『自ら一步を あゆみ出す15歳』」を目指して成長段階毎の姿を設定した。

今年度は、園小中の職員がグループに分かれ、知識や経験を出し合い、共同して実際のカリキュラム作りに取り組んでいる。

(2)研修会

各園小中で行う、講演会や研修会、学校公開等には相互に参加し、子供やその活動内容の理解に努めている。

平成29年度から小中学校職員を対象に、園に関わる制度や運営についての説明及び保育体験のための研修会を、夏休み中に開催している。



3年間で延べ24名の受講があった。参加した職員は、子供の成長段階と園での対応への関心を高め、特に5歳児の生活を小学校にどう引き継ぐかについて課題意識を持った。

(3)卒園児の情報交換

ほとんどの子供が睦沢小学校に進む状況下で、今年度からは、小学校との情報交換を従来の3月に加え5月にも行っている。小学校での生活の様子を在園時の担任職員も共有し、より良い指導の在り方について小学校担任職員と話し合う場としている。

2 接続期のカリキュラム

(1)アプローチ、スタートカリキュラム

教育振興会では、接続期のカリキュラムについても部会を設け検討している。

現在、5歳児では、数や文字、話合い、給食の配膳等の当番など、小学校の活動や学習内容との繋がりを意識したアプローチカリキュラムを実施している。

(2)小学校訪問

今年度は、園児の小学校訪問を2回実施した。「校庭での遊びの中で園との違いに気が付く」「上級生との校舎内の見学や交流を通して小学校の生活を体験する」の二段階で小学校への期待感の醸成と不安感の削減を目指している。訪問するだけでなく、気が付いたこと、感じたことを絵に表したり、話合いの中で伝え合ったりする活動を展開している。

今後も、幼児の姿と幼児教育の目指すところを小・中学校と共有し、睦沢町園小中一貫教育の基盤としての役割を果たしていきたい。

「1人1台環境」時代に向けて

県総合教育センターカリキュラム開発部メディア教育担当

1 はじめに

昨年12月、文部科学省から「GIGAスクール構想」が発表された。1人1台端末整備及び高速通信インターネット環境整備という内容であるが、一部地方財政で負担する必要があるものの、かなり大きな補助金が計上されている。このようなチャンスはなかなかないと思われるので、現在検討中の自治体については、ぜひ予算をとって整備を進めていただくようお願いしたい。

2 重要なのは整備後

実際にこの国の財政支出によってかなり多くの学校が1人1台端末を実現すると思われる。しかし、整備することが最終目的であってはならない。なぜなら、今回の構想は、来年度から次々と全面実施される学習指導要領の中で、学習の基盤となる能力の一つとして明記された「情報活用能力」の育成に大きくつながるものだからである。1人1台端末等の整備後、児童生徒がそれをどのように活用していくか、を整備前から具体的に考えていく必要がある。

3 教員一人一人が指導できるために

文部科学省が昨年3月に実施した「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」では、教員のICT活用指導力の「児童生徒のICT活用を指導する能力」における肯定的回答の割合が千葉県平均は68.1%で、全国平均(70.2%)より低い結果となった。児童生徒にICTを活用させる指導力を付けていくことは喫緊の課題ともいえる。

では、どうすればよいか。

まずは、すぐできることから始めてみるとよい。例えば、「教室内外で、自分の端末を使って画像や映像を撮影、記録し、それを大型モニタ

に映してクラスで共有する」、あるいは「各自が板書を撮ったり、教員が板書を撮ってそれを児童生徒の端末に一斉送信したりする」。このような使い方をすることで、児童生徒の「思考する時間の確保」というメリットが期待できる。

次に、学校組織の中にICT推進委員会のような組織を編成し、ICTでできること、やるべきことを明確にして、教員一人一人がイメージを明確につかむことが必要である。

例として、二つ挙げてみる。

(1)「調べる」「まとめる」「伝える」活動のどこかでICTを活用する。

インターネットで必要な資料を収集し、プレゼンテーションソフト等を利用して処理、伝達する。個別ではなく、グループによる協働学習で、統一した内容を作り上げる方法もある。

(2)ICT活用による学習の個別最適化を図る。

自分のペースで課題に取り組んだり、児童生徒の発音を判定できるソフトで個別に練習したりするときに有効である。また、家庭学習で活用できるようにすれば、今回のように何らかの理由で休校になったときも、児童生徒の学習機会の確保につながる。

4 おわりに

「1人1台環境」に対応できるようにするため、本センターでは次の研修を新設した。

(1)高等学校ICT活用研修(推薦)

(2)1人1台端末活用フォーラム(希望・12/5)

上記以外にも、「ICTを活用した授業づくり研修」、「iPadを活用した授業づくり研修」等で、1人1台環境に対応する内容を学ぶことができる。積極的に参加し、大いにスキルを磨いていただきたい。

児童生徒が自己の変容に気付き、 資質・能力を伸ばすための指導方法と評価方法の在り方

県総合教育センターカリキュラム開発部科学技術教育担当

1 はじめに

新学習指導要領では、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善や、学習評価の充実が求められている。一方、平成30年度全国学力・学習状況調査では、学習過程を見通した指導法の改善や、身に付けたことを生かす機会を設けることについて、本県は全国に比べて若干低い結果となった。また、児童生徒が、教員が思っているほどには、自分が教員から認められているとは感じていないことも分かった。

そこで、以前の調査研究で科学的思考力を高める効果があると分かった四つの学習ツールが、理科以外の強化においても、児童生徒が自己の変容に気付き、資質・能力を高めることにも効果があるのではないかと考えた。

2 目的

理科以外の教科で四つの学習ツールを活用し、児童生徒が自己の変容に気付き、資質・能力を伸ばすための方法を明らかにする。

3 内容

- (1)四つの学習ツールの、理科以外の教科への応用を視点においた理論研究
 - (2)検証授業の実施と活用方法のまとめ
- 研究協力校

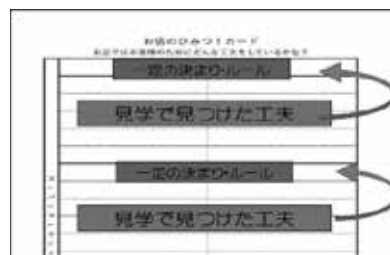
市原市立内田小学校、習志野市立秋津小学校、香取市立小見川西小学校、いすみ市立東小学校、鴨川市立鴨川中学校、浦安市立南小学校、柏市立光ヶ丘中学校、県立長生高等学校

(3)実践事例集の発行

4 四つの学習ツールの活用

(1)コミュニケーションカードの活用例

【小3社会 わたしたちのくらしとスーパーマーケット】



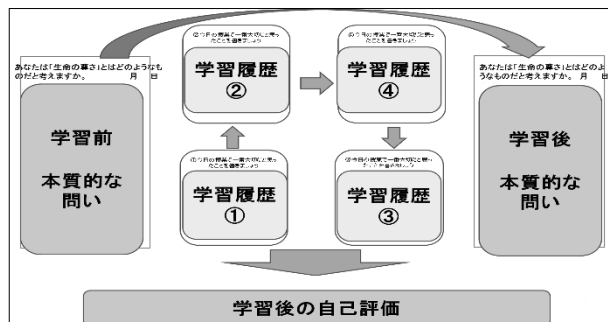
(2)自由記入式〇〇用紙の活用例

【小5家庭 かたづけよう身の回りの物】

かたづけよう身の回りの物 名前()	
【学】身の回りの整理・整頓しよう【家庭】	
【めあて】 【達成イメージ】 ① ② ③ ④ 完成イメージ	【計画】 計画 【実行】 実行 思ったこと、考えたこと 思ったこと、考えたこと 【振り返り】 振り返り 振り返り

(3)振り返りシートの活用例

【中3道徳 自然愛護・生命の尊さ】



(4)ルーブリックの活用例

【小4算数 式と計算の順序】

小単元「計算のきまり」において作成したルーブリック	
基準	パフォーマンスの特徴を示した記述後
A	()を使うと1つの式に表したり計算の順序を変えられたりすることを考えられ、人に説明ができる。
B	()を使うと1つの式に表したり計算の順序を変えられたりすることを考えることができる。
C	()を使うと1つの式に表したり計算の順序を変えられたりすることを考えることができない。

5 まとめ ～四つの学習ツールの活用方法について

	学習資料について	見込まれる効果 活用のポイント・留意点	他教科での活用場面			
			導入	展開 話し合い活動 課題解決場面	まとめ	評価 (教師側)
コミュニケーションカード	○既習知識カード 本単元の学習内容に関わる前学年までの既習事項が簡潔に書いてある（理科では決まり、法則など）。予想、話し合い、考察などの場面で活用する。 ○問題・説明カード 単元で学習した発展的な内容に関する問題が書かれている。単元の終末に活用する。	○課題解決、話し合いのヒントになる。 ○話し合い活動が活発になる。 ○思考力、表現力を高める。 ○「コア知識」のように、幅広い事象に適用できる決まり（ルール）が存在する教科での活用が有効である。 ○既習知識が多くなる小学校高学年以降での活用がよい。		◎	◎	
自由記入式 ○○用紙	○もともとは理科学習の充実を目的としたもので、目的、予想、実験方法、実験結果、考察までを、子供が自ら考えて、自由に記入するシートである。 ○さらに、子供が表現したものを教員が助言、評価し返却する。 ○よく書けているものを掲示し、紹介する。	○課題解決力、思考力、表現力を高める。 ○学び方を学べる。 ○課題解決的な学習で使う。 ○各教科の学習過程を考慮した項目で作成する。 ○助言やよい内容に対する称賛、励まし等のコメントを入れ、返却する。 ○よく書けている用紙を紹介する。 ○できるだけ継続して使用する。	◎	○	◎	○
振り返りシート	○学習者が書いた学習履歴に対して、教師がコメントを書き、学習の質を高めるとともに、教師は、授業の評価と改善を行うことができるように構成されたシートである。 ○構成要素は次のとおりである。 Ⅰ 単元名タイトル Ⅱ 学習前・後の本質的な問い Ⅲ 学習履歴 Ⅳ 学習後の自己評価	○学習に対する姿勢、思考力、判断力、表現力を高める。 ○自己の成長や学ぶ意味がわかる。 ○教師がコメント書くことでさらに学習の質が高まる。 ○教師は授業の評価ができる。 ○単元構成がはっきりしていない教科では、大きくりのまとまりでシートを作成するとよい。 ○気持ちや考えを正直に書くよう指示する。 ○生徒の考えを認め、励ますようなコメント、さらに深く考えさせるようなコメントを書く。 ○授業の始めに前時の子供の記述を紹介し本時に生かす。 ○授業者自身も振り返りシートを作成するとよい。 ○シート記入時間を確保する。	◎		◎	◎
ループリック	○評価の観点について「達成の度合いを示す数値的な尺度」と「それぞれの尺度に見られるパフォーマンスの特徴を示した記述語」で評価指標を設定し、マトリックス形式で示したものである。 ○パフォーマンスの特徴とは、文字や絵・図、音声、身体表現などの具体的な状態のこと。	○思考力、判断力等の質的評価がしやすい。 ○教師と子供が学習の目的を共有できる。 ○子供の学習意欲が向上する。 ○指導と評価の一体化が図れる。 ○ループリックの作成プロセスが教師の研修の場となる。 ○主に単元末やポイントとなる授業で活用する。 ○学習前に示したり、子供と一緒に作成したりすることもできる。 ○ループリックによる自己評価の時間を確保する。	◎		◎	◎

6 おわりに

四つの学習ツールは、理科以外の教科においても、各教科の特性や学習内容等に応じて構成や使い方等を工夫することによって、児童生徒が自己の変容に気づき、資質・能力を伸ばすために効果的であることが分かった。詳しくは、今年度末発行のリーフレット、及び千葉県総合教育センターWebサイト (<https://www.ice.or.jp/nc/kenkyu/>) に掲載の研究報告書をご覧ください、授業改善の一助として活用していただきたい。

不登校生徒の支援に向けた校内体制の充実のために

県子どもと親のサポートセンター支援事業部

1 研究の目的

平成28・29年度に先行研究として、小・中学校での学校不適応の児童生徒支援の在り方を追究した。これを踏まえ、本研究では、高等学校における不登校生徒の支援を充実させるための手立てを追究する。

(1)千葉県高等学校における不登校生徒の支援体制の現状と課題を明らかにする。

(2)高等学校が抱える課題に効果的と考えられる手立てを以下の3点より追究する。

- ①校内の組織的・計画的な支援の充実
- ②未然防止や早期支援
- ③不登校生徒への効果的な支援

2 研究方法

(1)研究 1

長期欠席生徒や校内体制等の状況について質問紙による調査を実施した。高等学校の不登校生徒に対する支援体制の現状と課題を把握した。千葉県内の全日制・定時制課程の高等学校(142校)を調査対象とした。

(2)研究 2

研究1の調査結果から、効果的と考えられる取組をしている高等学校を抽出し、聞き取り調査を実施して調査内容を分析した。

3 研究概要

(1)研究 1 現状と課題の把握

不登校生徒の支援に関する実態調査の結果、校内委員会（不登校生徒を支援するための組織を「校内委員会」と称する。）は、142校中131校の高等学校で設置されている。校内委員会で取り上げる議題や検討事項は、主として生徒の情報共有であり、生徒の支援方針の決

定や事例検討を行っている委員会は少ない。生徒の情報は、担任や養護教諭、学年主任から提供される場合が多い。校内体制を充実させるための課題や問題点については、「校内委員会を開催する日程の確保や調整」「組織で支援するための体制づくり」「教職員の多忙化・負担増」「教職員間の情報共有」「教職員の専門性や意識の向上」など多岐にわたっている。(図1)不登校の背景が多様化・複雑化する中、スクールカウンセラー(S C)やスクールソーシャルワーカー(S S W)との連携が求められる。

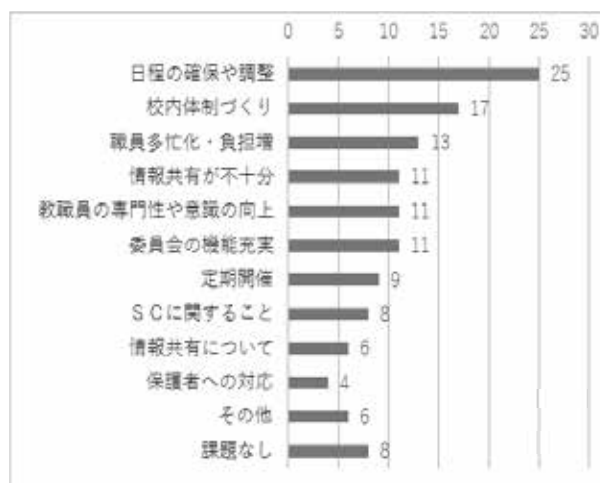


図1 校内委員会の課題や改善点

高等学校における不登校生徒の支援に関わる課題をまとめると次のようになる。

1 不登校生徒を支援するための効果的な支援体制づくり

- ・不登校生徒を支援するための組織づくり
- ・新たな不登校生徒を生まないための支援

2 教職員の専門性の向上と意識の醸成

(2)研究 2 効果的な取組をしている高等学校の実践

研究1での課題解決につながる次のような取組が見られた。

①不登校生徒を支援するための効果的な支援体制づくり

(ア)不登校生徒を支援するための組織づくり

【組織的な支援（A校）】

校内委員会を時間割の中に位置付け定期的に開催する。生徒の状況に応じて、校内委員会とは別に適宜ケース会議を行う。ケース会議では、生徒の情報を共有することに加えて、支援の方針を決め、学年団と連携する。コーディネーター役になるSSWの資格をもつ教員と生徒指導副部長、学年副主任が教育相談の中核となるだけでなく、管理職も構成メンバーに入っていることから、支援方法が速やかに決定でき、迅速な支援につながっている。

(イ)新たな不登校生徒を生まないための支援

【入学前の情報収集とその活用（B校）】

中高連絡協議会への参加や全ての新入生を対象にした中学校訪問、電話連絡により、入学前に全生徒の情報を収集する。また、保護者に入学前相談の案内をし、入学許可候補者説明会にて「保健面」「学習面」「生徒指導面」「発達面等の課題や配慮」の四つのブースを設けて、個別相談にあたる。さらに、入学直後と1学期中間考査後にアンケートを行った上で個人面談を実施し、生徒理解と学級づくりに生かしている。

②教職員の専門性の向上と意識の醸成

【教職員向けガイドライン等の活用（C校）】

校内委員会が中心となり学校独自の教職員向けガイドラインを作成し、教育相談的アプローチについて共通理解を図る。ガイドラインには、「生徒の支援は関係職員がチームで対応する」と明記されている。また、教育相談に関するハンドブックを作成・活用する。それとともに、教育相談に関わる研修を計画的に主催して教育相談のスキルアップに努めている。

4 研究のまとめ

(1)不登校生徒を支援するための効果的な支援体制づくり

高等学校における不登校生徒の効果的な支援体制をつくるために次の三つの視点が必要であると考ええる。

①役割分担を明確にした支援

校内委員会が中心となって支援方針を決め、役割分担を明確にし、学年団と連携できる体制をつくる。初動の対応を適切に行い、学年団が保護者や生徒と良好な関係をつくることができ、効果的な支援につながると考える。

②計画的に取り組む支援（予防的な支援）

入学前	・計画的な生徒の情報収集により適切な支援を考える。
1年次	・生徒の状況を把握し、生徒理解を深める。 ・職員間で情報共有し、適切に支援し、未然防止につなげる。

③進路変更をする際の支援

校内委員会に、多くの情報を持ち、他機関と連携して進路支援をする担当を置く。担当と担任・学年団が連携することで、生徒個々の状況に合った進路支援を行うことができる。

(2)教職員の専門性の向上と意識の醸成

不登校生徒を支援するためには、「教職員全体の教育相談の力量の向上」「計画的な教育相談コーディネーターの育成」が重要である。学校の実情に合わせて、当センターの各事業を積極的に活用し、教職員の教育相談に対する意識を高め、人材育成に役立ててほしい。

5 最後に

高等学校における不登校生徒の支援では、自校の生徒の特性や地域性など実態に即した体制づくりと教育相談における力量の向上が大切である。この報告が不登校生徒の支援体制づくりの一助となることを期待したい。

自他を尊重し、認め合い、支え合うことのできる生徒の育成を目指して

大網白里市立増穂中学校

1 はじめに

本校は、九十九里浜白里海岸に面した緑豊かな大網白里市のほぼ中央にある、全校生徒約250名の学校である。平成29年度、30年度の2年間、文部科学省指定の人権教育研究推進校となり、様々な取組を行った。

取組を行う際に大切にすることは、次の2点である。第一に今までの本校の実践を基盤にして取り組むこと、第二に研究指定校の期間だけでなくその後も継続して取り組めるものであること、である。

2 研究概要と全体計画

本校では「ともに学び、ともに支え、よりよく生きる生徒の育成」を教育目標とし、明るいあいさつと笑顔のあふれる学校を目指し教育活動に取り組んでいる。多くの生徒は、明るく素直で、落ち着いた学校生活を送っている。この度の指定を受け、教育相談や学校評価アンケート等の実態から、自分の人権だけでなく友達の人権についても正しく理解し、思いやりのある態度を身に付け、具体的な行動に表せるように、研究テーマを「自他を尊重し、認め合い、支え合うことのできる生徒の育成」と設定した。

研究の全体計画は以下のとおりである。

- 教職員の共通実践項目の自己評価
- hyper-QU（学級診断アセスメント）の分析
- 道徳の共通実践

- 各教科における、個を大切にする指導の充実
- 人権講演会の開催
- 生徒会活動
- 研究紀要の作成

3 研究の実践

(1) 共通実践項目

平成29年度に本校独自の「人権が尊重された指導点検票」を作成し、11月から約1年間の共通実践を行った。点検票に示された各項目について教職員が主体的かつ日常的に意識できるように、毎週月曜日に自己評価を行って各学年の人権担当者に提出し、全校の人権担当者が全体を把握した。平成30年度はこれを授業展開に生かすため、学習指導案に人権配慮事項を明記していく取組を行った。

この取組は、全職員の意識付けを最も重要な目的と考えて行った。そのため「具体的な行動として実践できること」「毎週行えるよう、あまり時間がかからないようにすること」を念頭に置いて作成し、実践した。

(2) hyper-QU 検査の活用

本校では例年、6月末と11月末の2回検査を実施し、それぞれ約1か月後に結果を得ている。hyper-QU 検査では、学級内の満足感や意欲、学級集団の状態等多くの面を把握することができるが、今回は「居心地のよい学級にするためのアンケート」を基に、生徒個々を分析し、支援を必要とする生徒を抽出し、

全職員で声かけを行うこととした。

本校では毎年この検査を行ってきたが、対人関係における生徒や学級集団のソーシャルスキルの状態を把握し学級経営に生かしていくことが中心であり、個々に対する支援としては利用していなかった。しかし今回の研究で、生徒個人への支援に対しても大変有効に活用できることを明らかにすることができた。また、短期間の実践だけでも、個々の状況に改善が見られることが明らかとなった。

(3)増穂中学校

「思いやり宣言」

本校では、3年前に「増穂中学校『思いやり宣言』(図1) 5箇条」とシンボルマーク(図2)を作成し、全校生徒で唱和する活動を行ってきた。そして、その活動を更に広げる取組を、生徒会を中心に行った。

主な取組としては、継続的な活動、生徒会を中心とした学級活動(2時間展開)、全校掲示物の作成、の三点である。

生徒会を中心とした学級活動では、ワークシートと話し合い活動を通して「思いやり宣言」の振り返りを行い、それを具体的行動に移していくにはどうすれば

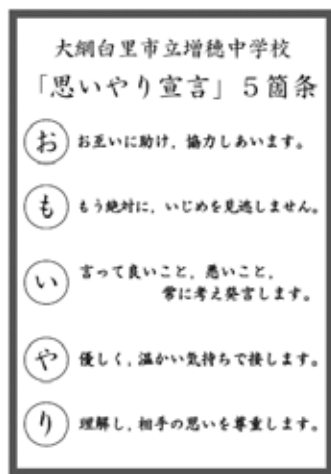


図1 「思いやり宣言」



図2 シンボルマーク



図3 思いやり宣言の木

よいか考えた。2回の学級活動から出た意見を基に生徒会本部役員が話し合いを重ねた結果、「思いやり宣言の木」(図3)という掲示物を全校で作成した。文章に込められた思いを継承するとともに、実感を伴った活用をしていくことを考えさせる、大変良い機会となった。

4 研究の成果と課題

2年間の研究では、研究推進会議を県教育庁東上総教育事務所指導主事及び大網白里市人権擁護委員の方々を招聘し、多くの助言をいただきながら進めた。

生徒を対象とした第1回調査(平成30年5月実施)では、人権に対する学習経験について具体的に回答できた生徒は、全校で53.4%であった。第2回調査(12月実施)では、人権に対する学習経験について、多くの生徒が「思いやり宣言」への取組や人権講演会など、具体的に意識できたことを書くことができた。具体的に回答できた生徒が91%と、大幅に増加した。

一方、職員を対象とした調査では、「研究実践を通して人権に対する意識を高めることができた。」という肯定的意見がほとんどであった。さらに、今後も継続していく必要性を感じている職員が多くいた。また、「人権教育に取り組むことで、授業改善を行うこともできた。」と、実感している者も多くいた。

5 おわりに

本校では、かねてより学校評価アンケートで「自分や他の人を大切にし、大切にされている」という実感が低いことが課題となっていた。しかし、人権教育を推進することで、その点を改善することができた。今回の取組を年間指導計画の中に位置付け、今後も継続していくことが最も重要であると考えている。

学校における働き方改革をめぐる

千葉大学教育学部特任教授 あまがさ しげる
天笠 茂

学校における働き方改革が関心を集め、長時間勤務の是正を図る観点から、勤務時間に関わる時間管理の在り方が問われている。その改革には、制度改革、職場の組織風土の改善、教職員一人一人の自己変革などを互いに往還させた見直しが必要である。学校における働き方改革をめぐる3点について述べてい

1 「学校における働き方改革」(答申)－制度の改革－

学校における働き方改革をめぐる審議の場は、文部科学省中央教育審議会の下に設置された学校における働き方改革特別部会であった。2017(平成29)年6月に文部科学大臣の諮問を受け、同年7月に第1回を開催。

同部会は、同年8月、「緊急提言」を出している。そのキーワードは、「勤務時間」、「業務改善」、「持続可能な勤務環境整備」である。

その後、審議を重ねて、2019(平成31)年1月25日、中央教育審議会として学校・教師の働き方改革に関わる答申をまとめた。そのタイトルは、「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について(答申)」である。

さらに、この答申を受けて、政策の具体化が進められ、学校における働き方改革を推進するための総合的な方策の一環として、2019(令和元)年12月、いわゆる「給特法」といわれる「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」の一部が改正された。

それは、国が教育職員の業務量の適切な管理等に関する指針を策定すること(2020(令和2)年4月1日施行)、及び、地方公共団体の判断によって1年単位の変形労働時間制を適用(休日のまとめ取り等)できるというものである。(2021(令和3)年4月施行)

このうち、業務量の適切な管理等に関する指針については、2019(平成31)年1月25日に示された「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」が、「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」(2020(令和2)年1月17日)に格上げされることによって、在校等時間の目安とされる「月45時間・年間360時間」等が上限として重みを増すこととなった。

なお、1年単位の変形労働時間制は、労働基準法第32条の4を公立学校の教育職員にも適用を可能とする内容であり、それは、「勤務条件条例主義」を踏まえて各自治体が条例によってそれぞれ定めるとされる。

これら一連の動きが国における制度改革の動きということになる。これを受けて、各教育委員会における各種条例・規則の整備を図る動きが活発となるのが、2020(令和2)年ということになる。

しかし、こうした動きが、各学校との連動を欠くならば、学校における働き方改革は、学校現場へ、そして教職員一人一人へ届かないということになる。学校における持続可能な勤務環境整備として結実させることができるか、実効性のある取組が問われている。

2 学校の改革－組織の改革・組織文化の改革－

ところで、学校における働き方改革は、ここまで見てきたように制度改革が必要である。その一方、学校ごとの組織や意識の改革という視点もまた欠かせない。制度は変わっても、学校での働き方はこれまでどおりということも十分ありうる話である。制度改革は、学校を変えていく呼び水にはなるかもしれない。しかし、どこまで実効性のあるものとなるかは、それこそ学校次第ということになる。

そこで、職場の改革として、自校の組織文化の問い直しに注目してほしい。学校は、共通理解の必要性が強調され、同歩調が求められることが多い。個々の考えや判断よりも全体としての意向が尊重される世界と言われている。日本の組織は「空気」によって物事が決せられるといわれることが多いように、学校という組織もまたその意思形成にあたって、空気というか雰囲気というか、いわゆる組織文化が大きな影響要因として存在していると思われる。

その意味で、自校の組織文化について健康診断が必要である。健康な状態にあるか、それとも治療を必要とするほど問題を抱えた状態にあるか、その診断が欠かせない。まずは、一人一人の教職員がどれほど、日々の仕事にやりがいを感じ、働きやすい職場という実感をもっているかが重要な指標となる。

なお、学校の働き方改革のカギを握るもう一方の当事者が保護者や地域の人々である。子供の成長に何を重視して時間を配分するか。保護者や地域の人々に伝え、理解を得ることが、学校における働き方改革の一環としてあることを確認しておきたい。

3 それは‘子供のため’にならない

「答申」には、いくつかの印象的な言葉がある。その一つが、「教師が疲弊していくのであれば、それは‘子供のため’にはならない

ものである。」という一節である。

教えるという営みは、自らの持っているものを持ち出すことによって成り立っているところがあり、指導者が自身の身を削っているところがあると言ってもよい。自らの持っているものを子供達に、多少の疲れも厭わずという教師は少なくない。

しかし、自ら持っているものがいずれ尽きることに、あるいは、自らが疲れていることに気が付かない教師もこれまた少なくないかもしれない。

周知のとおり、蒸気機関車は水と石炭の補給によって動く。前に進むには補給が必要であり、持続的補給が機関車の運行を支えていた。

では、教職人生にとっての「持続的補給」はどのようになされるべきか。自ら持っているものを拠出し続けるならば、早晩、それは尽きることになる。自らが空になっているのに、まだ走り続けようとするところに疲弊の根源があるのではないか。自らに補給をすることが欠かせないのである。今日の働き方改革の提起には、このような問いかけがあることを確認しておきたい。

「答申」は、学校における働き方改革の目的が教職人生を豊かにすることにあると、次のように記している。

「自らの授業を磨くとともに日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで、自らの人間性や創造性を高め、子供たちに対して効果的な教育活動を行うことができるようになること。」

これを今回の働き方改革の理念として、関係者に共有を求めた意義を受け止めたい。学校における働き方改革のポイントは教職員一人一人の主体性・自律性の回復にある。自らの教職人生に主体的・自律的であろうとする問題意識と姿勢を大切にしてほしい。

障害のある児童生徒が自立と社会参加するために必要な資質・能力を育成するためのカリキュラム・マネジメントに関する研究
～障害種の異なる特別支援学校の実践から～

県総合教育センター特別支援教育部

1 はじめに

新学習指導要領では、障害のある児童生徒が自己のもつ能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加するために必要な力を培うためには、一人一人の障害の状態等に応じたきめ細かな指導及び評価を、より一層充実させることが重要であると示されている。

個別の指導計画は、教育内容の質を向上させるための重要な基盤であることから、この趣旨の実現に向け、本研究では、よりよい個別の指導計画を作成するための方法を検討し、実態把握から目標設定まで活用できる二種類のシートを開発した。

2 個別の指導計画の作成に役立つシート

(1)各教科等チェックシート

各教科等チェックシート

学年・学期
小・1年

教科等
国語

国語(5.1.2.3.4.5.6.7.8.9.10.11.12)

教科等	内 容	知的関心がある			知的関心がない						備考		
		小・1年 (国語)			小・1年 (国語)						具体的な 指導内容	指導事項 (教科・専攻等)	
		1	2	3	1	2	3	4	5	6			
国語 (特別支援学習)	ア 基本的な生活習慣 イ 安全 ウ 言葉・手元 エ 遊び オ 人との関わり カ 役割 キ 手拭い・衣類 ク 食器の扱い ケ まわり コ 教室の仕組みと公共施設 サ 生命・自然 シ ものの仕組みと働き		●										
国語 (生活科)			●										
国語 (生活科)			●										
国語 (生活科)			●										
国語 (生活科)			●										
国語 (生活科)			●										
国語 (生活科)			●										
国語 (生活科)			●										
国語 (生活科)			●										
国語 (生活科)			●										
国語 (生活科)			●										
国語 (生活科)			●										
国語 (生活科)			●										
国語 (生活科)			●										
国語 (生活科)			●										
国語 (生活科)			●										
国語 (生活科)			●										
国語 (生活科)			●										
国語 (生活科)			●										
国語 (生活科)			●										
国語 (生活科)			●										
国語 (生活科)			●										
国語 (生活科)			●										
国語 (生活科)			●										
国語 (生活科)			●										
国語 (生活科)			●										
国語 (生活科)			●										
国語 (生活科)			●										
国語 (生活科)			●										
国語 (生活科)			●										
国語 (生活科)			●										
国語 (生活科)			●										
国語 (生活科)			●										
国語 (生活科)			●										
国語 (生活科)			●										
国語 (生活科)			●										
国語 (生活科)			●										
国語 (生活科)			●										
国語 (生活科)			●										
国語 (生活科)			●										
国語 (生活科)			●										
国語 (生活科)			●										
国語 (生活科)			●										
国語 (生活科)			●										
国語 (生活科)			●										
国語 (生活科)			●										
国語 (生活科)			●										
国語 (生活科)			●										
国語 (生活科)			●										
国語 (生活科)			●										
国語 (生活科)			●										
国語 (生活科)			●										
国語 (生活科)			●										
国語 (生活科)			●										
国語 (生活科)			●										
国語 (生活科)			●										
国語 (生活科)			●										
国語 (生活科)			●										
国語 (生活科)			●										
国語 (生活科)			●										
国語 (生活科)			●										
国語 (生活科)			●										
国語 (生活科)			●										
国語 (生活科)			●										
国語 (生活科)			●										
国語 (生活科)			●										
国語 (生活科)			●										
国語 (生活科)			●										
国語 (生活科)			●										
国語 (生活科)													

~~~~~

本シートは、担当する児童生徒が、新特別支援学校学習指導要領に示された目標及び内容を学ぶことが適しているのか、当該学年の内容が適当か、下学年の内容が適当かどうかを、より効率的に、より視覚的に分かりやすく把握することを目的とし、開発したものである。このシートは表計算ソフトでできており、入力の際、経験の浅い教員も取り組みやすいように、各段階の構成や各教科等の目標及び内容一覧表をすぐに確認できるよう工夫した。

## (2) 自立活動フローシート

**自立活動フローシート**

学級・学年  / 学年  / 通級・別室 学級・普通学級

児童の学習、生活・活動の状況、興味・関心、学習や生活の学習成果と自己への評価結果

| 児童の状況                                          | 生活面での状況                                        | 学習面での状況                                        | 生活面での状況                                        | 生活面での状況                                        | 生活面での状況                                        |
|------------------------------------------------|------------------------------------------------|------------------------------------------------|------------------------------------------------|------------------------------------------------|------------------------------------------------|
| <p>① 生活面での状況</p> <p>生活面での状況</p> <p>生活面での状況</p> | <p>② 生活面での状況</p> <p>生活面での状況</p> <p>生活面での状況</p> | <p>③ 生活面での状況</p> <p>生活面での状況</p> <p>生活面での状況</p> | <p>④ 生活面での状況</p> <p>生活面での状況</p> <p>生活面での状況</p> | <p>⑤ 生活面での状況</p> <p>生活面での状況</p> <p>生活面での状況</p> | <p>⑥ 生活面での状況</p> <p>生活面での状況</p> <p>生活面での状況</p> |

いくつもの生活面での状況で学習の目標として

⑦ 生活面での状況

⑧ 生活面での状況

⑨ 生活面での状況

⑩ 生活面での状況

⑪ 生活面での状況

⑫ 生活面での状況

⑬ 生活面での状況

⑭ 生活面での状況

⑮ 生活面での状況

⑯ 生活面での状況

⑰ 生活面での状況

⑱ 生活面での状況

⑲ 生活面での状況

⑳ 生活面での状況

㉑ 生活面での状況

㉒ 生活面での状況

㉓ 生活面での状況

㉔ 生活面での状況

㉕ 生活面での状況

㉖ 生活面での状況

㉗ 生活面での状況

㉘ 生活面での状況

㉙ 生活面での状況

㉚ 生活面での状況

㉛ 生活面での状況

㉜ 生活面での状況

㉝ 生活面での状況

㉞ 生活面での状況

㉟ 生活面での状況

㊱ 生活面での状況

㊲ 生活面での状況

㊳ 生活面での状況

㊴ 生活面での状況

㊵ 生活面での状況

㊶ 生活面での状況

㊷ 生活面での状況

㊸ 生活面での状況

㊹ 生活面での状況

㊺ 生活面での状況

㊻ 生活面での状況

㊼ 生活面での状況

㊽ 生活面での状況

㊾ 生活面での状況

㊿ 生活面での状況

本シートは、新特別支援学校学習指導要領解説「自立活動編」に示された、いわゆる「流れ図」を参考に作成し、実態把握から指導目標までのプロセスが可視化できるように、自立活動6区分27項目の中から選定した項目の色が変わるように工夫した。

### 3 おわりに

各教科等チェックシート、自立活動フローシートは、実態把握から目標設定までのプロセスが明確になり、指導目標の根拠になりうるものである。

各シートを基に、個別の指導計画の作成に向けて、他の教員と目標について検討する際の資料として活用することもできる。

これらのシートを使い、教員一人一人が児童生徒の実態把握を改めて行うことで、なぜ今回の指導の目標・内容を設定したのか、そこに至るプロセスを示すことができる。

これからの特別支援学校の教員に求められる専門性とは、根拠に基づいて指導計画を作成し、授業を実践していく力である。この力を身に付けるために、今回の各教科等チェックシートと自立活動フローシートをツールとして使うことで、個別の指導計画の作成をより効果的に行うことができる。本センターの Web サイトへ掲載するので、ぜひ活用していただきたい。

# 千葉歴史の散歩道

「文化財探検隊」～県内各地の歴史と地域性を楽しむ文化財めぐり～

県教育庁教育振興部文化財課  
主任上席文化財主事 いとほら きよし 糸原 清



県教育委員会では平成17年度から、県内各地の文化財を一般の方々と巡る「文化財探検隊」という事業を33市町村で実施してきた。地元市町村教育委員会や文化財所有者、ガイドの方々に御協力いただき、通常公開していない文化財等も見学し、解説することで、多くの文化財の魅力を紹介してきた。

本事業は、年3回、各回50名程の参加者を募り、6km前後のコースを6時間程で巡り、地域の文化財である仏像や社寺建築、いたび板碑や道標等の石造物、城跡や古墳といった遺跡等を見学するものである。こう書くと毎回似たような内容と思われるかもしれないが、各文化財の内容や歴史的背景は様々で、調べていくと、文化財間の関連性や当地の移り変わり、当地の特徴までもが浮かび上がってきて、文化財や地域の多様性を感じることができる。毎回定員を超える応募があるため、参加者を抽選で決定しているが、毎回応募される方も多いため、同じ感想をお持ちの方もいらっしゃるだろう。

令和元年度は台風により中止した回もあったが、白井市と神崎町の2か所で実施した。ここでは、神崎町での取組を紹介する。

神崎町では、JR成田線の下総神崎駅から、多くの文化財を残す神宮寺・神崎神社や古墳や貝塚・板碑等も残る神崎城跡、そして神崎の街並みを巡りながら、同駅まで戻るコースをとった。現地の文化財や古地図、絵を辿ると、近世近代の改修以前の利根川は、現在の位置と異なり、神崎神社が鎮座する神崎森は、

川（中世以前は香取の海）に突き出した岬島状の山塊であったことに気が付く。河川交通が中心であった時代においては、森の両たもとが風待ちの良港だったこと、そして古くから寺社が栄えた歴史を理解できた。米と水と交通に恵まれた神崎は、江戸時代後期以降、醸造業が栄え、現在も「発酵の町」として地域振興の中心となっており、多くの産業遺産も見ることができる。



神崎町神宮寺での見学風景

本誌を御覧になられている方々の地元にも、国・県・市町村指定や未指定の文化財が多く伝えられているであろう。現在の街や景観が生まれる歴史を知ると、現在は歴史の上であり、未来へと繋がっていることを感じる。小学校中学年で、地元市町村を学ぶ学習があるが、大人にとっても、改めて地元を振り返ってみることは、未来を考えていく上で必要なことではないかと感じている。

千葉教育 桜 (No. 661) 令和2年3月27日発行

編集・発行 千葉県総合教育センター (代表) 秋元 大輔

〒261-0014 千葉市美浜区若葉2-13 TEL 043-276-1204

URL <http://www.ice.or.jp/nc/>

印刷所 株式会社白樺写真工芸

〒263-0002 千葉市稲毛区山王町102-5 TEL 043-423-1101

令和 2 年度  
シリーズ 現代の教育事情

|              |                                                          |
|--------------|----------------------------------------------------------|
| 蓮<br>6 6 2 号 | 千葉県にオリンピック・パラリンピックがやってくる！～「千葉県オリンピック・パラリンピックを活用した教育」の取組～ |
| 萩<br>6 6 3 号 | 道徳教育の充実へ向けて                                              |
| 菊<br>6 6 4 号 | 学校における児童虐待への対応とは                                         |
| 梅<br>6 6 5 号 | 外国語教育・外国語活動の指導の在り方                                       |
| 菜<br>6 6 6 号 | これからの「教育の情報化」<br>～一人一台端末の時代を迎えて～                         |
| 桜<br>6 6 7 号 | 読解力の向上に向けた指導の在り方                                         |

「千葉教育」は千葉県総合教育センターの  
Web サイトから閲覧・ダウンロードできます。



千葉県総合教育センター  
公式 Twitter @Chiba\_Sose



表紙写真について

茂原市立茂原小学校 「校外学習における外国の方々とのふれあい活動」